

第3章 地域の概況

第1節 地域の概要

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町を含む対象事業実施区域及びその周辺は、長野県の東部に位置している。

長野県は、豊かな自然環境、生物多様性を有しており、本地域は、北に浅間山（上信越高原国立公園）、南に八ヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（八ヶ岳中信高原国立公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国立公園）に囲まれ、千曲川の支流である湯川が、北東の軽井沢町から南西へ流下し、千曲川と合流する。

気候は、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地であるため、気温の較差が大きく、降水量が少ない。年間を通して晴天が多く、国内でも有数の日照時間が多い地域となっている。

地勢は、佐久市、御代田町及び小諸市の市街地を中心とした佐久盆地と対象事業実施区域の位置する小起伏山地や台地等により占められている。

対象事業実施区域及びその周辺の大部分は、耕作地や住宅からなる地域、さらに主としてカスミザクラ・コナラ群落やクリーミズナラ群落を主体とする落葉広葉樹林とカラマツ植林やアカマツ群落などの針葉樹林が混在する地域であり、対象事業実施区域は、畑地雑草群落やカラマツ植林により占められている。

主要交通は、首都圏との交通の要となる高速自動車国道関越自動車道上越線（以下、上信越自動車道という。）佐久 IC があるほか、一般国道 141 号及び 18 号が走っている。また、平成 23 年 3 月には、高速自動車国道中部横断自動車道（以下、中部横断自動車道という。）が佐久小諸 JCT から佐久南 IC までの区間で開通している。鉄道は、長野新幹線やしなの鉄道、JR 小海線が敷かれている。

対象事業実施区域の後背地には、市有林、佐久スキージャーデンパラダ、さらにその南には平尾山公園がある。周辺には、上平尾、横根、面替、豊昇などの集落が位置している。

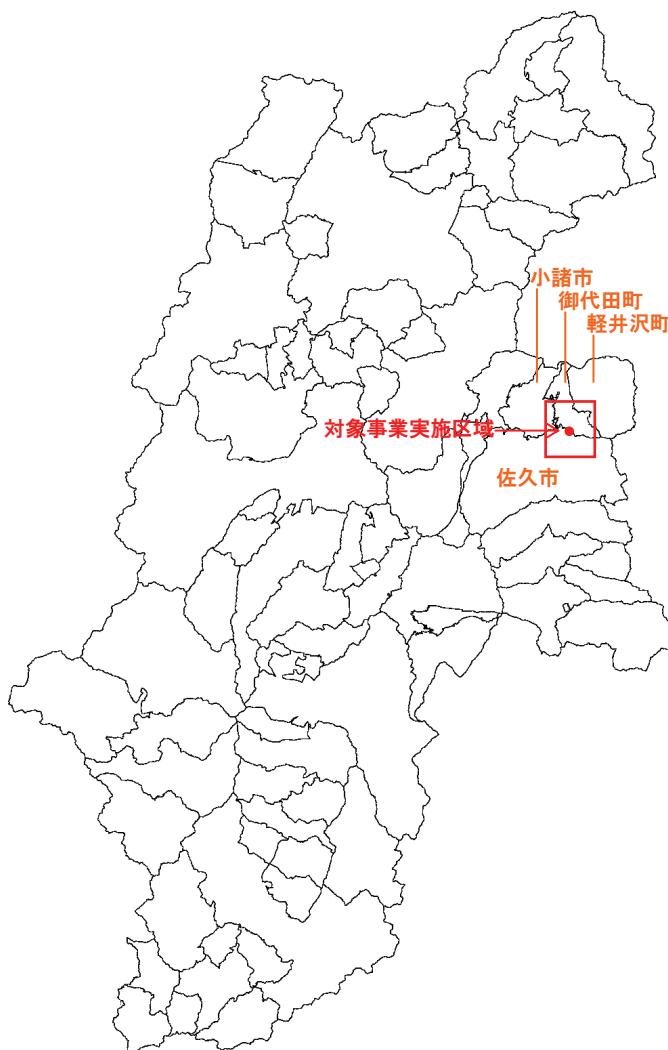


図 3-1-1 関連市町位置図

第2節 社会的状況

2-1 人口及び産業の状況

1. 人口

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の人口及び世帯数等の状況を表3-2-1及び図3-2-1に示す。

平成24年1月1日現在の人口及び世帯数は、佐久市が100,272人、37,310世帯、御代田町が14,869人、5,704世帯、小諸市が43,750人、16,447世帯、軽井沢町が19,258人、8,238世帯である。

対前年人口増加率は、佐久市で0.25%減少、御代田町で1.07%増加、小諸市で0.35%減少、軽井沢町で1.23%増加している。平成20年からの推移を見ても、人口、世帯数とも大幅な増減はない。

人口密度は、佐久市236.5人/km²、御代田町253.0人/km²、小諸市443.4人/km²、軽井沢町123.4人/km²となっている。

表 3-2-1 人口及び世帯数等

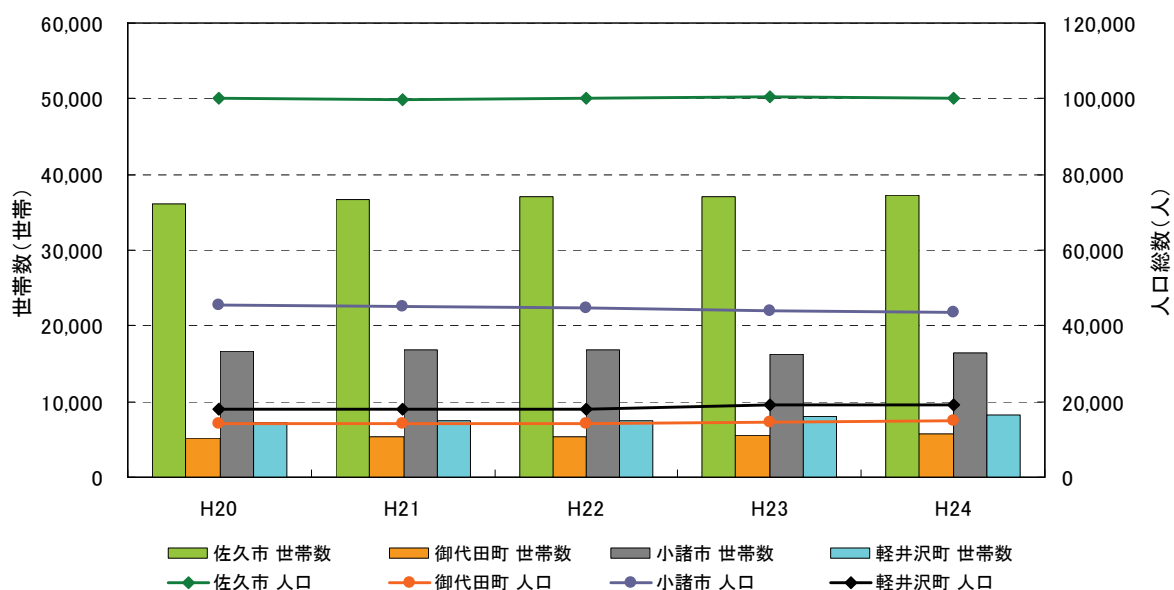
平成 24 年 1 月 1 日現在

区 分	世帯数 (世帯)	人口総数(人)		1世帯当たり 人口(人)	対前年人口 増加率(%)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		前年	平成 24 年				
佐 久 市	37,310	100,519	100,272	2.7	-0.25	236.5	423.99
御代田町	5,704	14,712	14,869	2.6	1.07	253.0	58.78
小 諸 市	16,447	43,903	43,750	2.7	-0.35	443.4	98.66
軽井沢町	8,238	19,021	19,258	2.3	1.23	123.4	156.05
計	67,699	178,155	178,149	—	—	—	737.48

注) 1. 対前年人口増加率(%) = (平成23年1月人口/平成24年1月人口) × 100

2. 面積は、「全国都道府市区町村別面積調」(平成23年10月1日、国土地理院)による。

出典：長野県ホームページ「長野県統計情報データベース—毎月人口異動調査」、「市町村別100の指標」
「全国都道府市区町村別面積調」(平成23年10月1日、国土地理院)



出典：長野県ホームページ「長野県統計情報データベース—毎月人口異動調査」

図 3-2-1 人口・世帯数の推移

2. 産業

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の産業（大分類）別従業者数を表3-2-2に示す。

平成18年の産業（大分類）別従業者数は、佐久市、御代田町、小諸市において製造業が最も大きな割合を占め、卸売・小売業がこれに次いでいるのに対して、軽井沢町では飲食店、宿泊業が最も大きな割合を占めており、次いで卸売・小売業となっている。

表 3-2-2 産業（大分類）別従業者数（平成 18 年）

区 分	佐久市		御代田町		小諸市		軽井沢町	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	44,401	100.00	6,356	100.00	19,048	100.00	11,846	100.00
農業	245	0.55	—	—	62	0.33	11	0.09
林業	65	0.15	8	0.13	25	0.13	5	0.04
漁業	27	0.06	—	—	—	—	—	—
鉱業	23	0.05	—	—	—	—	—	—
建設業	4,032	9.08	411	6.47	1,527	8.02	754	6.37
製造業	10,431	23.49	2,678	42.13	4,773	25.06	138	1.16
電気・ガス熱供給・水道業	122	0.27	10	0.16	164	0.86	10	0.08
情報通信業	331	0.75	6	0.09	74	0.39	27	0.23
運輸業	909	2.05	156	2.45	831	4.36	349	2.95
卸売・小売業	8,597	19.36	838	13.18	3,699	19.42	2,900	24.48
金融・保険業	609	1.37	46	0.72	358	1.88	61	0.51
不動産業	307	0.69	57	0.90	176	0.92	464	3.92
飲食店、宿泊業	3,558	8.01	479	7.54	1,428	7.50	4,350	36.72
医療、福祉	5,674	12.78	543	8.54	2,178	11.43	589	4.97
教育、学習支援業	1,934	4.36	167	2.63	888	4.66	333	2.81
複合サービス業	738	1.66	89	1.40	294	1.54	94	0.79
サービス業	5,426	12.22	746	11.74	2,173	11.41	1,449	12.23
公務	1,373	3.09	122	1.92	389	2.04	292	2.46

出典：「平成 18 年事業所・企業統計調査結果（確報）」（平成 20 年 1 月、長野県企画部）

2-2 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図3-2-2に、「平成22年度道路交通センサス」における主要道路の交通量を表3-2-3に、主な駅の1日平均乗車人員を表3-2-4に示す。

高速道路は上信越自動車道が走り、中部横断自動車道がこれに接続する。上信越自動車道には佐久ICがあり、本地域と連絡している。一般国道18号は小諸方面と軽井沢方面を連絡し、一般国道141号は小諸市街方面へ連絡するほか山梨県清里方面へ南下する。

対象事業実施区域及びその周辺において最も交通量が多い地点は、高速自動車国道を除けば、地点10890（一般国道141号）で、平日の12時間交通量が16,238台となっている。これに次いで、地点40210（長野県道9号佐久軽井沢線）や地点60310（長野県道138号香坂中込線）も平日12時間の交通量が多い。平日24時間交通量もこれらと同じ順位である。

鉄道は、対象事業実施区域の北側をしなの鉄道及び長野新幹線が走り、南西側をJR小海線が走っている。最寄りの駅としては対象事業実施区域の南西側にJR小海線の岩村駅、北側にしなの鉄道の御代田駅がある。

表 3-2-3 主要道路における交通量の調査結果

No.	路線名	観測地点名	12時間交通量(台)		24時間交通量(台)	
			平日	休日	平日	休日
00120	高速自動車国道関越自動車道上越線 (上信越自動車道)	碓氷軽井沢～佐久平 SIC	12,361	24,816	20,215	34,675
00130		佐久平 SIC～佐久	12,205	24,605	20,055	34,355
00140		佐久～小諸	14,565	25,707	22,066	35,115
10890	一般国道 141 号	小諸市御影新田	16,238	—	<i>20,947</i>	—
40210	長野県道 9 号佐久軽井沢線	佐久市岩村田北 1 丁目 7 (佐久 IC 東交差点)	15,474	—	19,385	—
40220		佐久市小田井	10,982	—	<i>14,167</i>	—
40230		佐久市岩村田北 1 丁目 7 (佐久 IC 東交差点)	9,347	—	11,770	—
41500	群馬県道・長野県道 44 号下仁田浅科線	佐久市新子田 6122-1	2,778	—	<i>3,611</i>	—
42850	長野県道 80 号小諸軽井沢線	北佐久郡御代田町塩野 3402-1	6,429	—	<i>8,036</i>	—
60280	長野県道 137 号借宿小諸線	北佐久郡御代田町御代田小田井	7,360	—	<i>9,494</i>	—
60300	長野県道 138 号香坂中込線	佐久市香坂 3281-1	502	—	<i>628</i>	—
60310		佐久市猿久保 890-12 (駒場公園入口交差点)	12,925	—	16,126	—
60530	長野県道 156 号草越豊昇佐久線	佐久市上平尾 967-1	7,826	—	<i>10,096</i>	—

注) 斜体文字は、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成 17 年度交通量を用いた国土交通省による推定値。

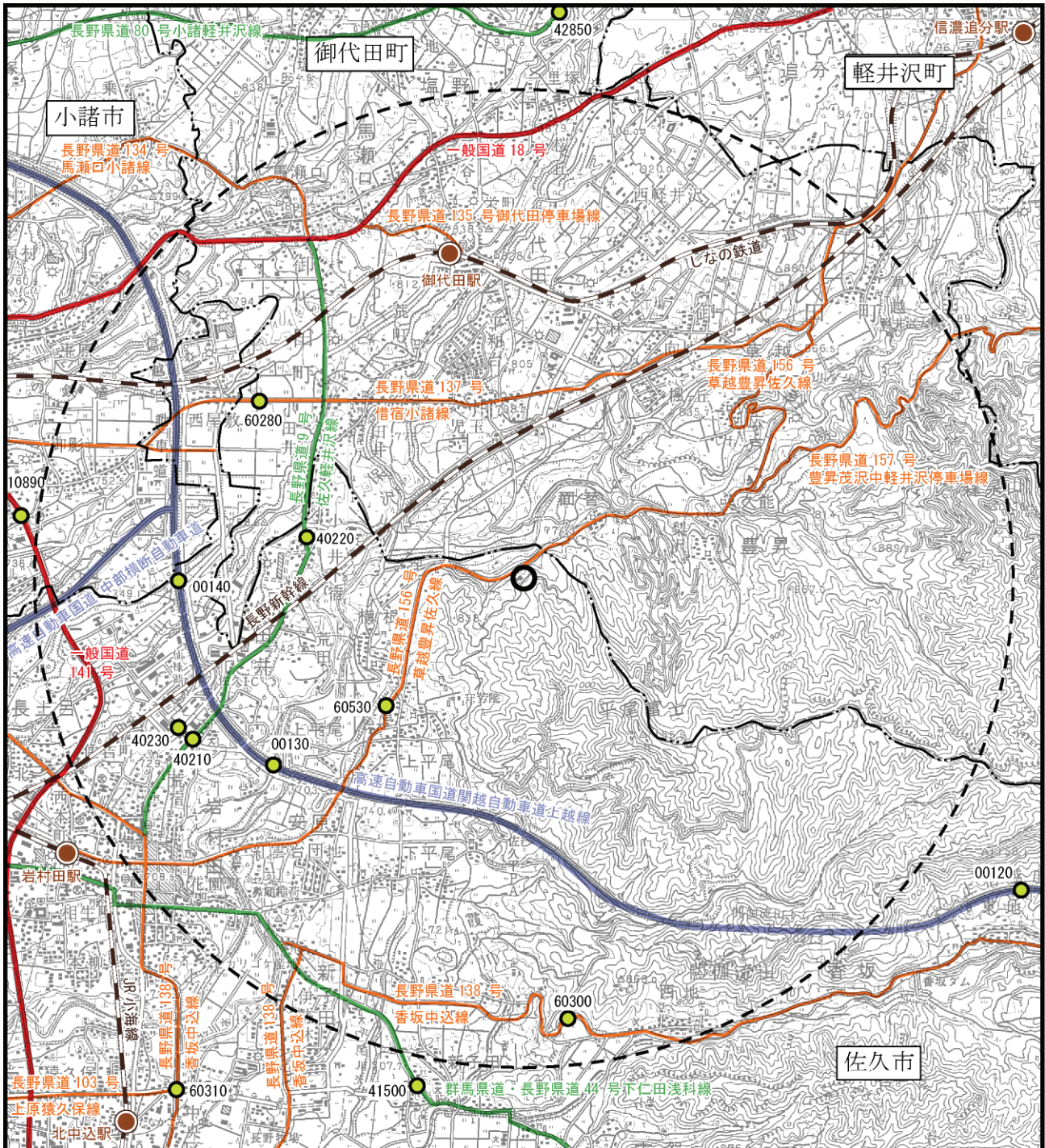
出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書（全国道路・街路交通情勢調査）」（平成 23 年 12 月、長野県）

表 3-2-4 最寄りの駅における 1 日平均乗降車人員（平成 21 年度）

鉄道会社名等	駅名	1 日平均乗降車人員
JR 小海線	岩村田	2,448 人
しなの鉄道	御代田	1,230 人

出典：佐久市ホームページ「佐久市統計書－平成 22 年版」

御代田町ホームページ「御代田町統計書－平成 23 年作成版」



凡 例










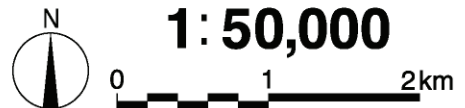
-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 高速自動車国道
-  : 一般国道
-  : 主要地方道
-  : 一般県道
-  : 鉄道・駅
-  : 交通量観測地点
-  : 市町界

図 3-2-2

主要道路網及び鉄道の状況

出典：「平成 22 年度道路交通センサス報告書
(全国道路・街路交通情勢調査)」
(平成 23 年 12 月、長野県)



2-3 土地利用の状況

1. 土地利用

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の土地利用状況を表3-2-5に示す。また、現況土地利用の状況を図3-2-3に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は山林であるが、対象事業実施区域が位置する佐久市の土地利用では山林が40.12%を占めている。

表 3-2-5 土地利用状況（平成 22 年度）

区 分		総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
佐久市	面積 (km ²)	423.99	45.46	42.53	23.51	170.12	27.82	114.56
	構成比 (%)	100.00	10.72	10.03	5.54	40.12	6.56	27.02
御代田町	面積 (km ²)	58.78	3.43	7.55	4.94	32.06	3.02	7.78
	構成比 (%)	100.00	5.84	12.84	8.40	54.54	5.14	13.24
小諸市	面積 (km ²)	98.66	12.84	22.76	10.48	29.98	1.77	20.82
	構成比 (%)	100.00	13.01	23.07	10.62	30.39	1.79	21.10
軽井沢町	面積 (km ²)	156.05	2.43	4.23	21.27	86.44	8.99	32.69
	構成比 (%)	100.00	1.56	2.71	13.63	55.39	5.76	20.95

出典：佐久市ホームページ「佐久市統計書－平成 22 年版」
 御代田町ホームページ「御代田町統計書－平成 23 年作成版」
 小諸市ホームページ「2010 年度版『統計小諸』」
 軽井沢町ホームページ「平成 23 年度軽井沢町の統計」

2. 都市計画区域

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の都市計画区域の状況を表3-2-6に、対象事業実施区域及びその周辺における用途地域の指定状況を図3-2-4に示す。

対象事業実施区域には用途地域の指定はない。

表 3-2-6 都市計画区域の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在

都市計画区域名	最終都市計画区域 指定年月日	区 域	都市計画区域 面積 (ha)
佐久	平成 22 年 1 月 28 日	佐久市の一部	18,950
		御代田町の一部	1,933
小諸	平成 12 年 5 月 8 日	小諸市の一部	7,899
軽井沢	平成 1 年 5 月 8 日	軽井沢町の一部	8,301

出典：長野県ホームページ「2011 年 長野県の都市計画 資料編」



凡 例

○ : 対象事業実施区域

図 3-2-3 土地利用の状況

出典：「土地分類図（土地利用可能性文級図－土地利用現況図）長野県」（昭和 49 年、経済企画庁）



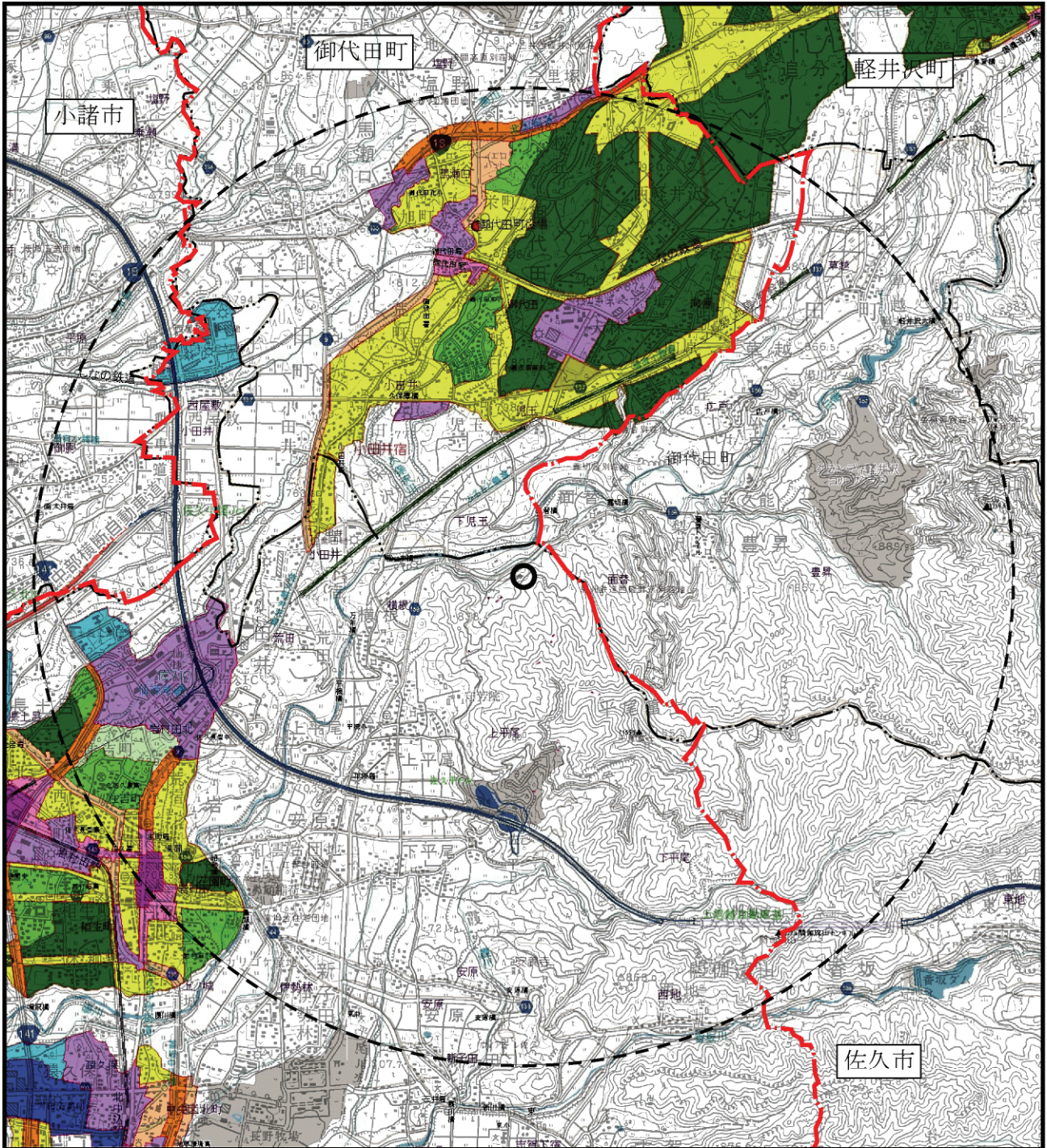
凡 例

農 地	田	乾 田	
		半 湿 田	
		湿 田	
	畑	普 通 畑	
		果 樹 園	
		桑 園	
草 地	採 草 地		
	放 牧 地		
	採草放牧兼用地		
林 地	人工林	針 葉 樹	
		広 葉 樹	
	天然林	針 葉 樹	
		広 葉 樹	
		混 交 林	
	竹 林		
	未 立 木 林		
除 地			
宅 地	市街地・飛行場・その他		
付 加 記 号	国 有 林		
	公 有 林		
	保 安 林		
	国立公園	特別地域	
		普通地域	
	国定公園	特別地域	
		普通地域	
	県 立 公 園		

図 3-2-3 土地利用の状況

出典：「土地分類図（土地利用可能性文級図－土地利用現況図）長野県」（昭和 49 年、経済企画庁）





凡 例

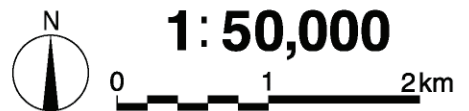
- : 対象事業実施区域
- (dashed) : 予備調査範囲

- : 第一種低層住居専用地域
- : 第一種中高層住居専用地域
- : 第二種中高層住居専用地域
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域
- : 工業専用地域

- : 都市計画区域界
- : 市町界

図 3-2-4
用途地域の指定状況

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」



2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

1. 学校及び保育所

対象事業実施区域及びその周辺における保育園、幼稚園及び小学校等の分布状況を表3-2-7～8及び図3-2-5に示す。

佐久市の区域には保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校が合計16施設あり、御代田町の区域には同じく7施設、小諸市の区域には保育所が1施設存在する。軽井沢町の区域にはこれらの施設はない。

表 3-2-7 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小中学校等

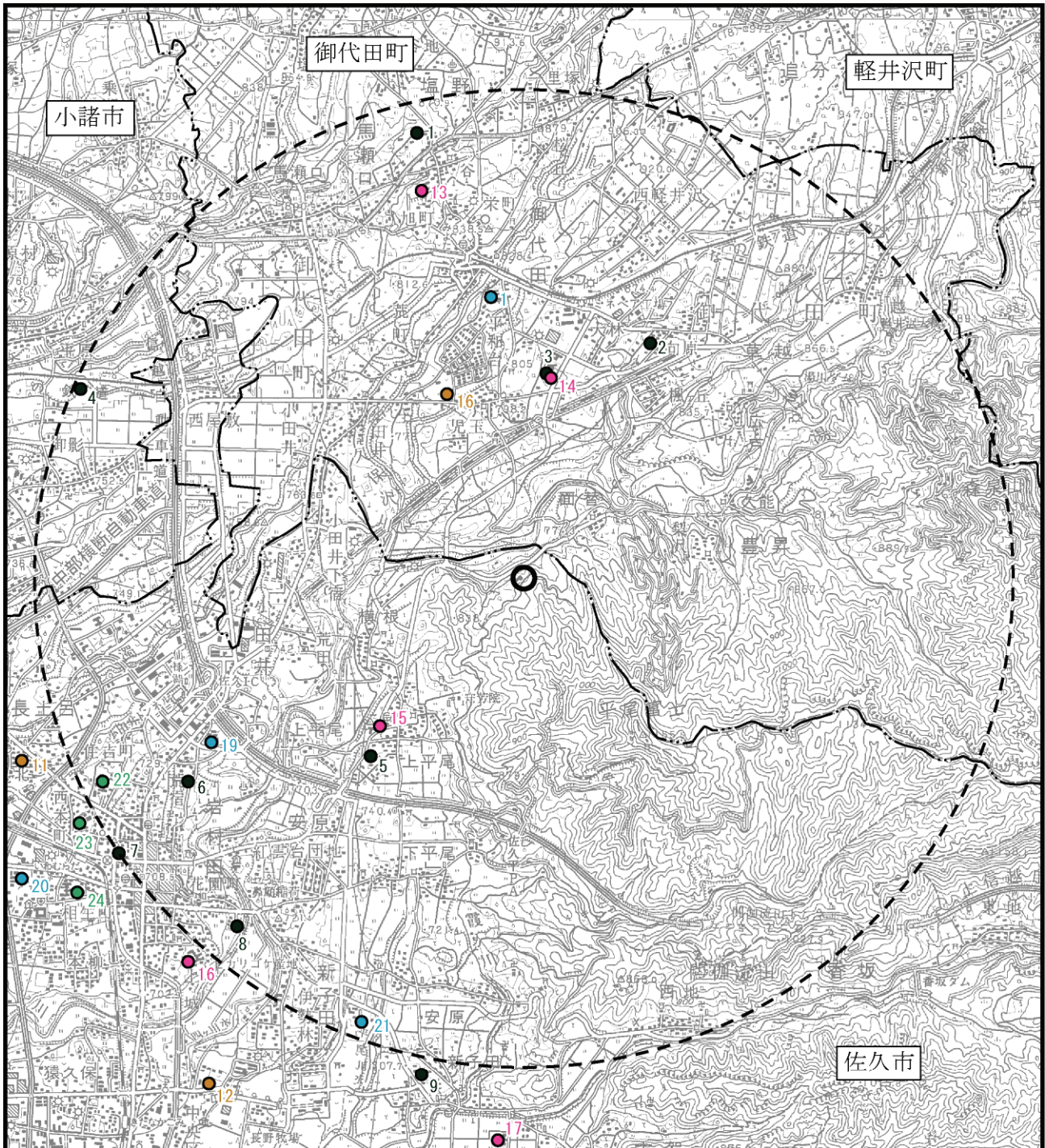
区 分	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
佐久市	5	2	3	3	3
御代田町	3	1	2	1	0
小諸市	1	0	0	0	0
軽井沢町	0	0	0	0	0

表 3-2-8 対象事業実施区域周辺の保育園、幼稚園及び小中学校等

区 分	No.	名 称	区 分	No.	名 称	
保 育 所	1	やまゆり保育園	小 学 校	13	御代田北小学校	
	2	たんぼぼ保育園		14	御代田南小学校	
	3	雪窓保育園		15	平根小学校	
	4	南保育園		16	岩村田小学校	
	5	平根保育園		17	東小学校	
	6	岩村田北保育園		中 学 校	18	御代田中学校
	7	小雀保育園	19		佐久長聖中学校	
	8	岩村田保育園	20		浅間中学校	
	幼 稚 園	9	東保育園	21	東中学校	
10			杉の子幼稚園	高 等 学 校	22	北佐久農業高等学校
11			あさま幼稚園		23	佐久長聖高等学校
12		佐久幼稚園	24		岩村田高等学校	

注) 表中の番号は図3-2-5に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム」



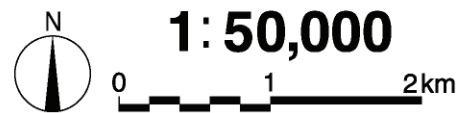
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 保育所
- (dashed) : 予備調査範囲
- (orange) : 幼稚園
- (pink) : 小学校
- (blue) : 中学校
- (green) : 高等学校
- : 市町界

図 3-2-5

保育所、幼稚園及び小中学校等の
分布状況

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」



2. 病院、診療所、社会福祉施設及び図書館

対象事業実施区域及びその周辺における病院、診療所、社会福祉施設及び図書館の分布状況を表3-2-9～11及び図3-2-6～7に示す。

佐久市の区域には病院及び診療所が合計31施設、社会福祉施設及び図書館等が合計30施設立地する。御代田町の区域には病院及び診療所が合計13施設、社会福祉施設及び図書館等が合計14施設立地する。小諸市の区域には診療所1施設、社会福祉施設4施設が立地し、軽井沢町には診療所1施設、社会福祉施設2施設存在する。

表 3-2-9 対象事業実施区域周辺の病院、診療所及び図書館等

区 分	病 院	診 療 所	社会福祉施設	児童館	図書館
佐久市	2	29	25	4	1
御代田町	1	12	10	3	1
小諸市	0	1	4	0	0
軽井沢町	0	1	2	0	0

表 3-2-10 対象事業実施区域周辺の病院及び診療所

区 分	No.	名 称	区 分	No.	名 称
病 院	1	医療法人社団御代田中央記念病院	診 療 所	24	おぎむら歯科医院
	2	医療法人三世会金澤病院		25	いわま歯科クリニック
	3	佐久市立国保浅間総合病院		26	佐久平整形外科クリニック
診 療 所	4	追分クリニック		27	佐久平ファミリークリニック内科・消化器科
	5	きらく苑診療所		28	荻原医院
	6	宮下内科循環器科クリニック		29	零田歯科医院
	7	医療法人井田医院		30	ぱーる歯科
	8	中山歯科クリニック		31	塩川歯科医院
	9	歯科中島医院		32	竹内歯科医院
	10	医療法人聖清会林歯科診療所		33	なかむら歯科
	11	佐々木歯科医院		34	阿部歯科医院
	12	コスモス歯科		35	デンタルクリニック夏帆
	13	ミネベア診療所		36	土屋歯科医院
	14	佐々木小児科内科医院		37	医療法人優和会角田医院分院
	15	TDK(榎千曲川テクノ工場診療所		38	しのはら形成・皮ふクリニック
	16	鈴木歯科医院		39	佐久平透析クリニック
	17	佐久広域老人ホーム豊昇園診療所		40	医療法人社団一英会佐久平センター歯科
	18	東小諸クリニック		41	いまいレディースクリニック
	19	佐久平ハートケアクリニック		42	さとう泌尿器科クリニック
	20	佐久長土呂クリニック		43	まつざきクリニック
	21	檜山歯科医院		44	特別養護老人ホーム佐久福寿園診療所
	22	佐久インターアイクリニック		45	医療法人伸成会高見澤歯科医院
	23	佐久国民健康保険平尾診療所		46	みついきクリニック

注) 表中の番号は図3-2-6に対応している。

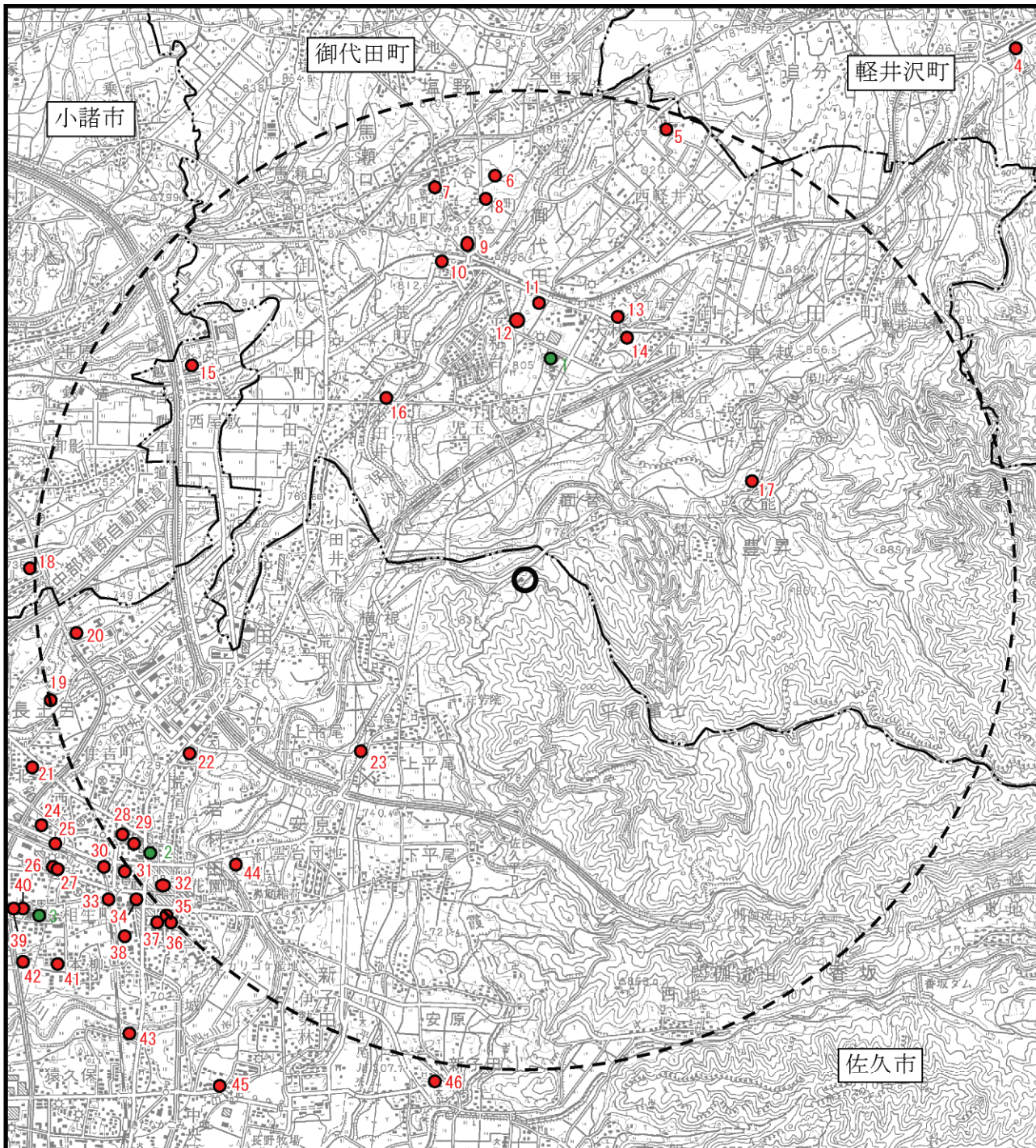
出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム」

表 3-2-11 対象事業実施区域周辺の社会福祉施設及び図書館等

区分	No.	名称	区分	No.	名称	
社会福祉施設	1	軽井沢治育園	社会福祉施設	27	グループホームあかり	
	2	有料老人ホームことぶきの家(軽井沢)		28	ニチイケアセンター佐久	
	3	きらく苑		29	岩村田・東地域包括支援センター	
	4	宅老所たっちゃん家		30	訪問看護ステーション岩村田	
	5	ニチイケアセンターみよた		31	佐久市岩村田在宅介護支援センター	
	6	宅老所のぞみが丘		32	佐久市岩村田デイサービスセンター	
	7	有料老人ホームひまわり		33	訪問看護ステーションつぼみ	
	8	宅老所さくちゃん家		34	障害児通園施設かしの実園	
	9	やまゆり共同作業所		35	デイサービスセンター茜	
	10	御代田町地域包括支援センター		36	サガラシルバーハウス	
	11	訪問看護ステーション		37	居宅介護支援事業所どんぐり	
	12	グループホームみよた		38	ケアホーム浅間	
	13	社会福祉法人御代田社会福祉協議会ハートピアみよた		39	佐久市老人福祉センター「長寿閣」	
	14	豊昇園		40	グループホーム佐久・新子田の家	
	15	障害福祉サービス事業所(生活介護)小諸みかげ		41	佐久市みついデイサービスセンター	
	16	障害福祉サービス事業所(就労継続支援 B型)小諸みかげ		42	シルバーランドみつい	
	17	宅幼老所野いちご		43	佐久市みつい在宅介護支援センター	
	18	小諸市一ツ谷老人憩の家		児童館	44	御代田町東原児童館
	19	ケアライフ「礎」			45	御代田町大林児童館
	20	愛の郷			46	御代田町平和台児童館
	21	萬里の郷			47	小田井児童館
	22	有料老人ホームさくら			48	岩村田児童館
	23	特定非営利活動法人たんと			49	東児童館
	24	宅幼老所野ながとろ			50	平根児童館
	25	ケアホームどんぐり			図書館	51
	26	ケイジン訪問看護ステーション長土呂		52		佐久市立中央図書館

注) 表中の番号は図 3-2-7 に対応している。

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム」、御代田町資料



凡 例

- : 対象事業実施区域
- (dashed) : 予備調査範囲

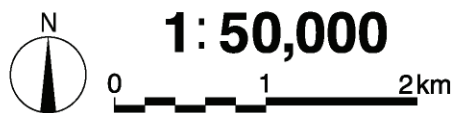
- (green) : 病院
- (red) : 診療所

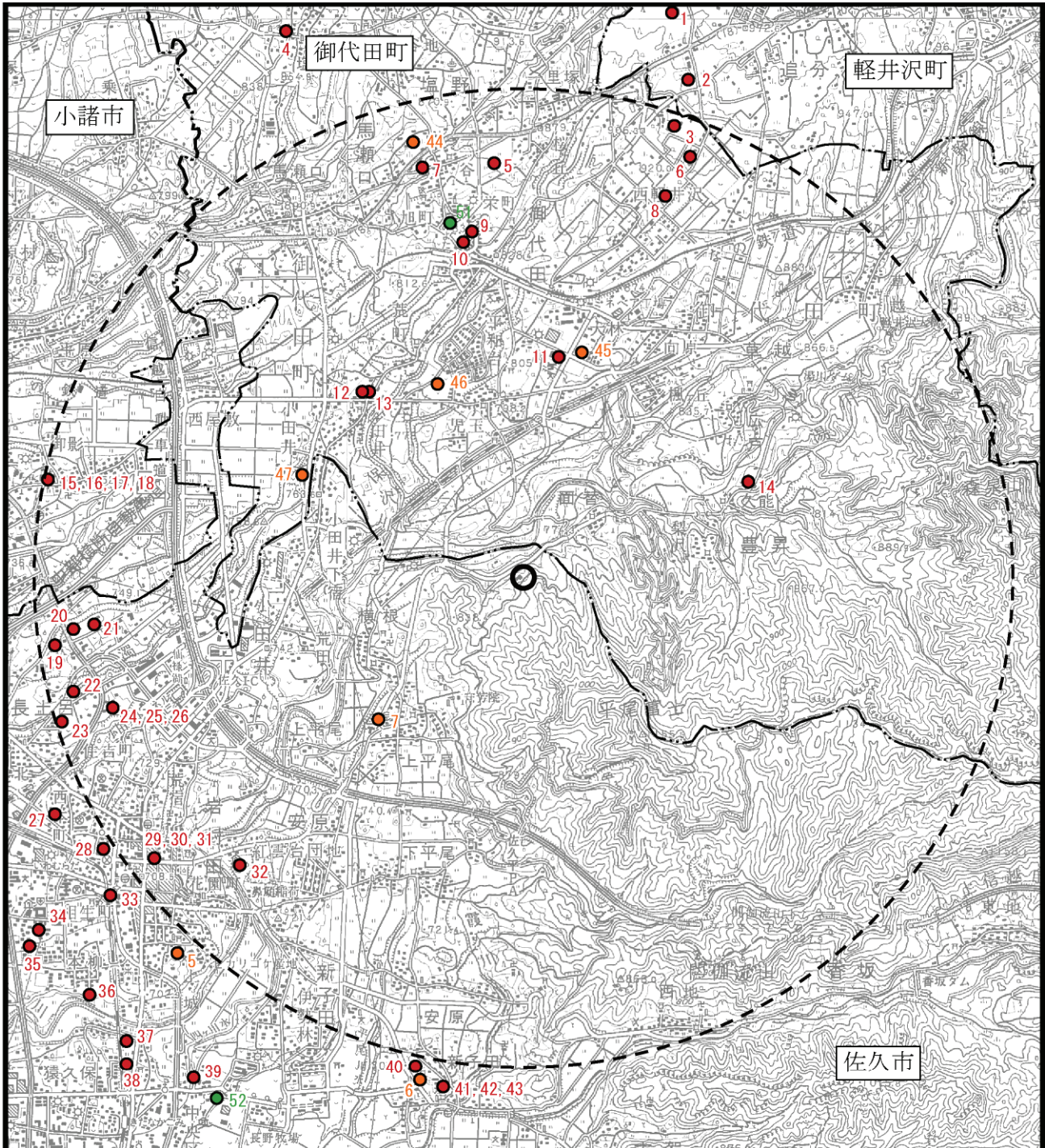
— · — · : 市町界

図 3-2-6



病院及び診療所の分布状況




出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」





凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲

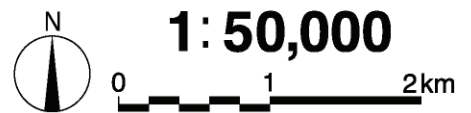
-  : 社会福祉施設
-  : 児童館
-  : 図書館

— · — · — : 市町界

図 3-2-7

社会福祉施設及び図書館等の分布
状況

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」



2-5 水域の利用状況

1. 河川、湖沼及び地下水の利用状況

1) 水道水源としての利用状況

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の給水人口及び普及率を表3-2-12に、上水道、簡易水道及び専用水道の利水状況を表3-2-13に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺の水源の状況を図3-2-8に示す。

佐久市では、佐久水道企業団により浅井戸水、深井戸水及び湧水を取水源として上水を利用している。御代田町では、佐久水道企業団の他、しなの鉄道線以北では町営水道により給水されており、水源は伏流水及び地下水となっている。

対象事業実施区域から半径4kmの範囲内には、御代田町に久能水源及び重の久保川水源がある。

表 3-2-12 給水人口及び普及率（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区分	行政区域内 総人口(人)	現在給水人口(人)				普及率 (%)
		上水道	簡易水道	専用水道 自己水源のみ	合計	
佐久市	100,223	95,420	4,295	—	99,788	99.6
		—	73	—		
御代田町	14,780	7,806	6,367	—	14,410	97.5
		—	—	237		
小諸市	43,815	41,908	1,849	—	43,755	99.8
		—	—	—		
軽井沢町	19,213	18,062	—	—	19,066	99.2
		—	743	261		

注) 現在給水人口の欄は、上段が公営、下段がその他を示す。

出典：長野県ホームページ「平成 22 年度 長野県の水道」

表 3-2-13 (1) 利水状況—上水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）

事業体名	年間取水量 (千 m ³)									
	地表水			地下水				原水 受水	浄水 受水	計
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸	湧水			
佐久水道 企業団	0	0	0	0	1,953	4,172	6,707	0	2,645	15,477
小諸市	0	0	0	0	0	2,202	3,276	0	2,650	8,128
軽井沢町	0	0	1,650	0	0	1,525	1,231	0	998	5,531

出典：長野県ホームページ「平成 22 年度 長野県の水道」

表 3-2-13 (2) 利水状況－簡易水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）

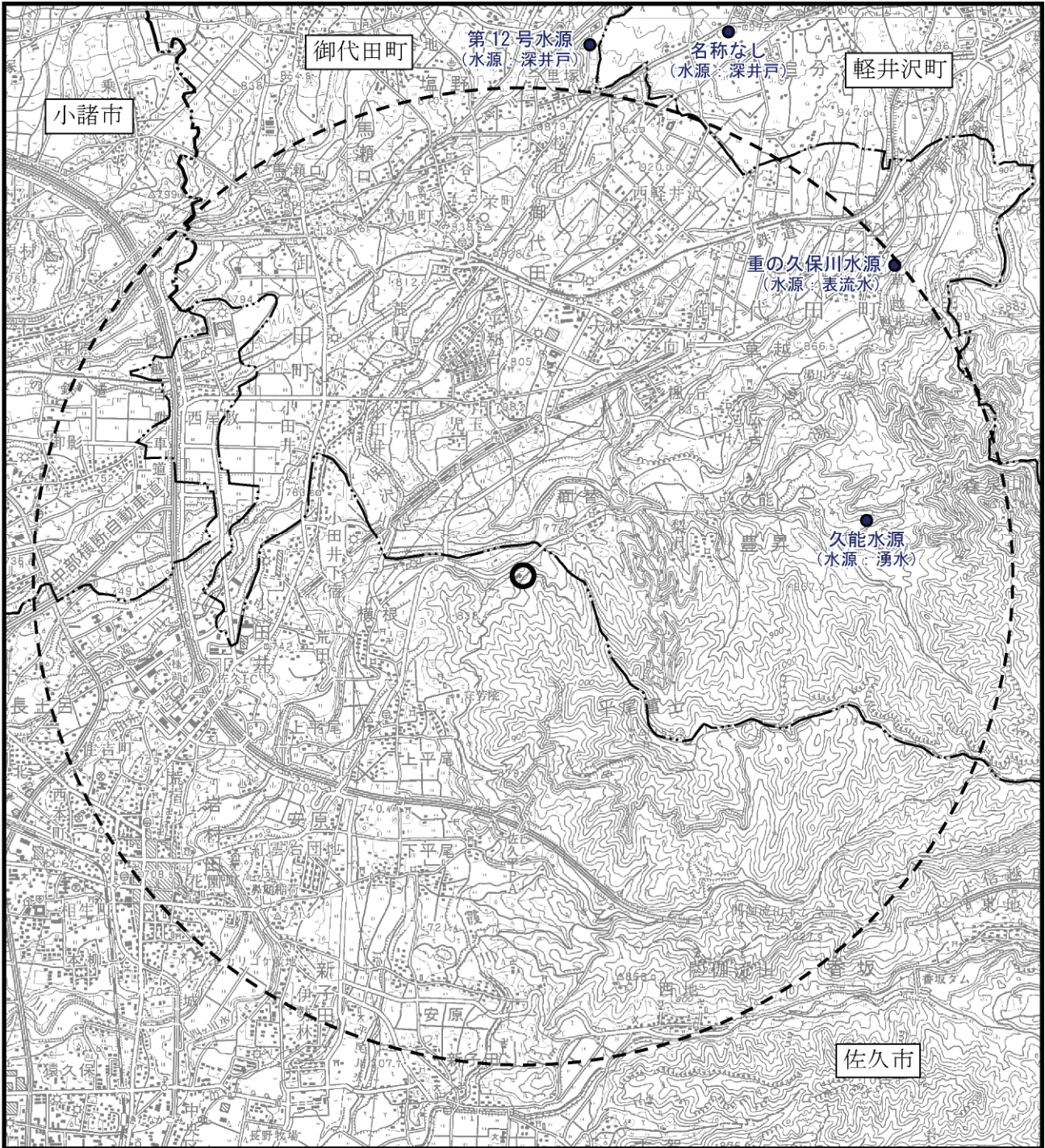
市町村	事業名	年間取水量（千 m ³ ）									
		地表水			地下水			原水 受水	浄水 受水	その他 湧水等	計
		ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸	深井戸				
佐久市	香坂東地	0	0	0	0	0	80	0	0	40	120
	西山	0	0	0	0	0	800	0	0	0	800
	布施	0	0	0	0	0	550	0	0	50	600
	長者原	0	0	0	0	0	0	0	0	90	90
	望月北御牧	0	0	0	0	0	1,000	0	0	1,050	2,050
	うぐいすの森自治会	0	0	0	0	0	420	0	0	0	420
御代田町	御代田	0	0	0	0	0	0	0	1,900	0	1,900
	小沼	0	0	0	380	0	1,740	0	200	0	2,320
小諸市	菱野	0	0	0	0	0	0	0	0	946	946
	御牧ヶ原	0	0	1,340	0	0	1,000	0	0	0	2,340
軽井沢町	高瀬沢	0	0	0	0	50	50	31	0	0	0
	丸紅南軽井沢	0	370	0	0	0	370	32	0	370	0
	太陽の森	0	330	0	0	0	330	33	0	330	0
	離山	0	0	38	0	0	38	34	0	0	38
	軽井沢湖畔保養地	0	360	0	0	0	360	35	0	360	0
	丸紅白樺台	168	0	0	0	20	188	36	168	0	0
	千ヶ滝	0	0	0	0	350	6,340	37	0	0	0
	野村不動産軽井沢別荘地	0	117	0	37	0	154	38	0	117	0
	三井不動産中軽井沢別荘地	0	0	0	0	456	456	39	0	0	0
	太平洋興発軽井沢別荘地	0	0	0	0	136	136	40	0	0	0
	八風の郷	0	5	0	0	0	755	41	0	5	0
	土屋別荘地	0	178	0	37	0	215	42	0	178	0
旧軽井沢倶楽部	0	0	0	0	220	220	43	0	0	0	

出典：長野県ホームページ「平成 22 年度 長野県の水道」




表 3-2-13 (3) 利水状況－専用水道（平成 23 年 3 月 31 日現在）

市町村	施設名	設置者名	確認 年月日	給水人口(人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の種別
				確認時	現在		
佐久市	佐久高原	佐久水道企業団	S47.3.6	5,000	0	750	湧水
	長野県望月少年自然の家	長野県	S51.4.22	300	0	30	深井戸
御代田町	森泉郷別荘地	リゾートトラスト(株)	S44.10.14	5,000	237	1,000	表流水
小諸市	—	—	—	—	—	—	—
軽井沢町	星野リゾート	星野リゾート	H20.10.27	866	20	1,000	湧水
	レイクニュータウン	レイクニュータウン	H20.10.28	4,800	150	700	表流水・深井戸・受水
	せせらぎの森	せせらぎの森	H20.10.28	1,600	7	600	表流水
	三笠パーク	三笠パーク	H20.10.27	2,500	28	375	深井戸・受水
	香泉殖産(株)	香泉殖産(株)	H20.10.28	750	10	750	深井戸
	軽井沢休暇村別荘地	軽井沢休暇村別荘地	H20.10.27	150	5	120	浅井戸
	三笠別荘分譲地	三笠別荘分譲地	H20.10.27	167	0	33	受水
	(株)プリンスホテル矢ヶ崎	(株)プリンスホテル	H20.10.29	5,200	40	5,904	深井戸・湧水・浅井戸
	ふれあいの郷	ふれあいの郷	H20.10.28	224	1	75	湧水
	エクシブ軽井沢	エクシブ軽井沢	H20.10.29	1,000	0	550	深井戸・浅井戸・受水
	ラ・軽井沢パティグリオン	ラ・軽井沢パティグリオン	H20.10.29	1,070	6	500	深井戸・受水
	リベライン軽井沢	リベライン軽井沢	H20.10.30	530	12	148	深井戸
	ベルジュール軽井沢	ベルジュール軽井沢	H20.10.29	472	10	119	深井戸・受水

出典：長野県ホームページ「平成 22 年度 長野県の水道」



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 水源地

— · — · — : 市町界

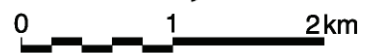
図 3-2-8

水源地の分布状況

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」



1:50,000



2) 地下水の利用状況

地下水について、対象事業実施区域のある佐久市では、平成24年6月議会において、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる「佐久市地下水保全条例」が制定された。同条例では、井戸の設置及び地下水採取の規制を行う区域を佐久市内全域としており、井戸設置や地下水採取の届出、指導について定められ、施行は平成25年1月からとなっている。

対象事業実施区域及びその周辺では、複数の井戸利用があることが確認されている。

2. 河川、湖沼及び地下水の利用状況

対象事業実施区域の北側を流れる湯川の本支流には、第5種共同漁業権が設定されており、佐久漁業協同組合が免許を受けている。

漁業権魚種は、あゆ、こい、ふな、いわな、やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎ、わかさぎ、しなのゆきますの12種類である。

2-6 環境整備の状況

1. 下水道の普及状況

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町における下水道等の普及状況を表3-2-14に示す。軽井沢町以外では、汚水処理人口普及率は9割を超えている。

表 3-2-14 下水道の普及状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区分	行政人口 (千人)	普及率 (%)			
		下水道	農業集落排水	浄化槽	計
佐久市	99.7	66.7	11.5	16.5	94.7
御代田町	14.7	86.4	3.9	6.3	96.7
小諸市	43.6	63.8	21.6	10.5	95.9
軽井沢町	19.2	49.2	3.5	25.5	78.2

出典：長野県ホームページ「NAGANO『生活排水データ集』2011」

2. 廃棄物処理の状況

1) ごみ処理

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の現有施設の概要を表3-2-15に示す。

また、これら2市2町及び本事業の計画処理区域内の市町村におけるごみ処理量を表3-2-16及び図3-2-9に示す。

御代田町の可燃ごみ処理は、平成14年11月末に小諸市と共同処理を行っていた浅麓クリーンセンターが閉鎖されたことから、同センター閉鎖後は廃棄物処理専門業者による委託処理が行われてきた。

小諸市では、小諸都市計画ごみ処理施設を決定し、平成24年1月24日付け小諸市告示第5号で告示している。

表3-2-15 (1) 現有施設の概要（ごみ焼却施設）

設置主体	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	川西保健衛生施設組合
施設名	佐久クリーンセンター	川西清掃センター
所在地	佐久市中込 2880 番地	佐久市望月 2114 番地 4
処理する廃棄物	可燃ごみ	可燃ごみ
処理方式	全連続燃焼方式 (流動床炉)	機械化バッチ燃焼方式 (バーチカル式)
処理能力	120 トン/日 (60 トン/24 時×2 炉)	20 トン/日 (10 トン/10 時×2 炉)
竣工年度	昭和 58 年度	昭和 56 年度
備考	平成 12 年度～14 年度 排ガス高度処理施設整備	平成 11 年度～12 年度 排ガス高度処理施設整備

出典：「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」（平成 23 年 8 月、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村）

表3-2-15 (2) 現有施設の概要 (資源化処理施設、粗大ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、汚泥再生処理センター)

設置主体	佐久市	佐久市	軽井沢町
施設名	佐久市うな沢第2最終処分場 容器包装リサイクル施設	佐久市堆肥製産 センター	軽井沢町じん芥処理場
所在地	佐久市横根 970 番地他	佐久市白田 2915 番地 4	軽井沢町大字発地 1140 番地 2
処理する 廃棄物	軟質系プラスチック類	生ごみ、家畜ふん尿等	粗大ごみ、ガラス・陶磁器、缶類、 ペットボトル、プラスチック容器包装
処理方式	圧縮梱包方式	堆肥化	圧縮・破碎・選別・梱包
処理能力	4.5 トン/日	13 トン/日	粗大ごみ処理施設：10トン/日 ガラス・陶磁器処理施設：2トン/日 缶処理施設：4トン/日 ペットボトル処理施設：1トン/日 プラスチック容器包装処理施設：1トン/日
竣工年度	平成 14 年度	平成 13 年度	粗大ごみ処理施設：平成11年度 ガラス・陶磁器処理施設：昭和59 年度 缶処理施設：平成11年度 ペットボトル処理施設：平成11年度 プラスチック容器包装処理施設：平成 20 年度

設置主体	川西保健衛生施設組合	川西保健衛生施設組合	浅麓環境施設組合
施設名	粗大ごみ処分施設	川西清掃センター 不燃物処理施設	浅麓汚泥再生処理センター
所在地	佐久市望月 2179 番地 18 他	佐久市望月 2114 番地 4	小諸市甲 1845 番地
処理する 廃棄物	粗大ごみ	ガラス類、陶器類、金属類	し尿、浄化槽汚泥、下水汚泥、生 ごみ
処理方式	破碎	圧縮・破碎	高負荷脱窒素処理等
処理能力	二軸せん断：4.7 トン/日	ガラス破碎机：32 トン/日 金属プレス機：8 トン/日	し尿：74kl/日 浄化槽汚泥：49kl/日 下水汚泥：33トン/日 生ごみ：19トン/日
竣工年度	平成 13 年度	昭和 56 年度	平成 18 年度

出典：「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」(平成 23 年 8 月、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村)

表3-2-15 (3) 現有施設の概要 (最終処分場)

設置主体	佐久市	佐久市	川西保健衛生施設組合	御代田町
施設名	佐久市うな沢第2 最終処分場	佐久市宇とう南沢 処理場	川西一般廃棄物最終 処分場	御代田町井戸沢 一般廃棄物最終処分場
所在地	佐久市横根 970 番地他	佐久市中込 2865 番地	佐久市望月 2179 番地 18 他	御代田町大字御代田 2712 番地 1
施設の種別	管理型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場	管理型最終処分場
埋立対象物	不燃ごみ	不燃ごみ	焼却残渣(主灰)、不燃 ごみ、破碎処理残渣等	不燃ごみ
埋立容量	148,000m ³	241,920m ³	39,000m ³	30,670m ³
しゃ水工	有り	無し	有り	有り
竣工年度	平成 14 年度	昭和 54 年度	平成 4 年度	平成 8 年度

出典：「佐久地域循環型社会形成推進地域計画」(平成 23 年 8 月、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村)

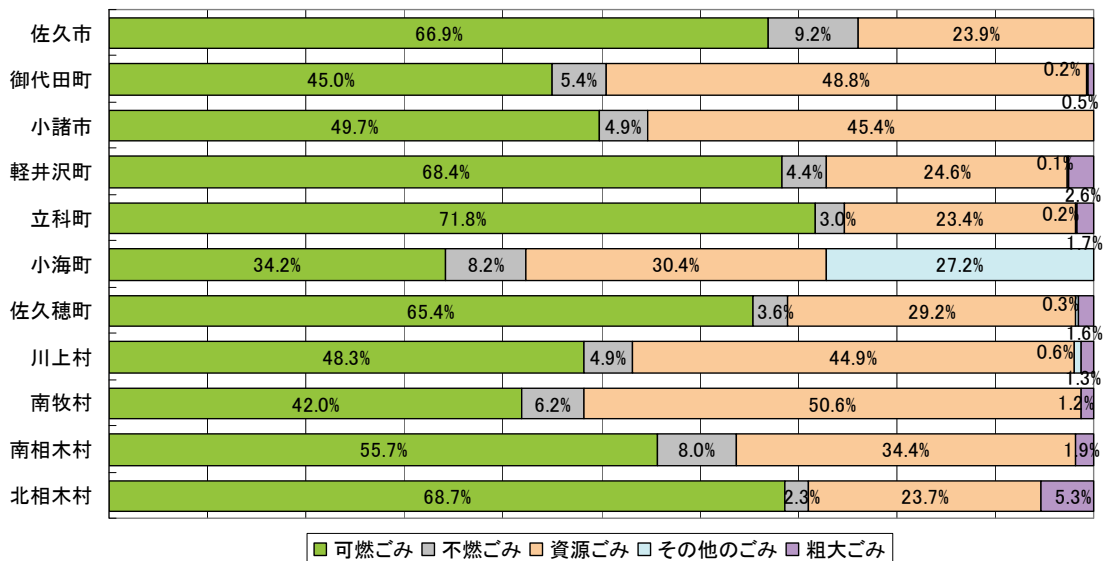
設置主体	小諸市
施設名	小諸市野火附埋立処分場 (第3期)
所在地	小諸市大字御影新田 478-3
埋立開始	平成 16 年度
埋立面積	5,400m ²
処理対象廃棄物	焼却残渣(主灰)、破碎ごみ・処理残渣
遮水方式	底部遮水工

出典：環境省ホームページ「廃棄物処理技術情報—一般廃棄物処理実態調査結果(平成 22 年度調査結果)」

表3-2-16 ごみ処理量（平成22年度実績）

区 分	佐久市		御代田町		小諸市		軽井沢町		立科町		小海町			
	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)		
ごみ搬入量	計画収集ごみ量	混合ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		可燃ごみ	11,888	4,576	726	547	3,278	1,943	4,526	2,361	1,175	249	338	0
		不燃ごみ	1,975	31	29	12	355	6	120	82	63	0	70	0
		資源ごみ	5,765	0	1,118	275	3,730	741	753	824	483	0	334	0
		その他	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	271	0
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	70	33	21	0	0	0
		小計	19,628	4,607	1,873	834	7,363	2,690	5,471	3,300	1,746	249	1,013	0
	直接搬入ごみ量	混合ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		可燃ごみ	149	392	0	47	78	213	0	0	19	83	0	107
		不燃ごみ	344	0	95	23	144	38	183	60	0	0	0	37
		資源ごみ	0	306	39	0	219	335	748	148	13	1	0	62
		その他	0	0	5	0	0	0	3	3	0	0	0	83
		粗大ごみ	0	0	16	0	0	0	105	49	15	0	0	0
		小計	493	698	155	70	441	586	1,039	260	47	84	0	289
合計	20,121	5,305	2,028	904	7,804	3,276	6,510	3,560	1,793	333	1,013	289		
総合計	25,426		2,932		11,080		10,070		2,126		1,302			
区 分	佐久穂町		川上村		南牧村		南相木村		北相木村					
	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)	生活系 (t)	事業系 (t)		
ごみ搬入量	計画収集ごみ量	混合ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		可燃ごみ	1,440	189	254	0	175	0	118	0	90	0	0	
		不燃ごみ	89	0	26	0	26	0	17	0	3	0	0	
		資源ごみ	701	25	236	0	211	0	73	0	31	0	0	
		その他	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	38	1	7	0	5	0	4	0	7	0	0	
		小計	2,275	215	526	0	417	0	212	0	131	0	0	
	直接搬入ごみ量	混合ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		可燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	2,275	217	526	0	417	0	212	0	131	0	0			
総合計	2,492		526		417		212		131					

出典：環境省ホームページ「廃棄物処理技術情報—一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度調査結果）」



出典：環境省ホームページ「廃棄物処理技術情報—一般廃棄物処理実態調査結果（平成22年度調査結果）」より算出

図3-2-9 ごみ処理量の種別割合

2) 下水汚泥

佐久市、御代田町、小諸市及び軽井沢町の下水汚泥処分量を表3-2-17に示す。

浅麓環境施設組合は、佐久市（浅科地区）、御代田町、小諸市及び軽井沢町の下水道汚泥を処理している。

表 3-2-17 下水汚泥処理処分状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

区分	処分形態	処理性状	処分量
佐久市	(旧佐久下水道組合)	農地利用	5,592 t
	(旧浅科村)	浅麓組合	299 t
	(旧望月町)	川西広域	498 t
御代田町	浅麓組合	脱水汚泥	1,190 t
小諸市	浅麓組合	脱水汚泥	1,844 t
軽井沢町	浅麓組合	脱水汚泥	1,047 t

出典：長野県ホームページ「NAGANO『生活排水データ集』2011」

2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

1. 大気質

1) 環境基本法等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-18に示す。

表 3-2-18 (1) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年間平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
環境基準の評価方法 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く） 測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。 長期的評価 二酸化窒素 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。 浮遊粒子状物質、二酸化いおう、一酸化炭素 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。 微小粒子状物質 微小粒子状物質の暴露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、暴露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。 長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。 短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準（1日平均値）と比較する。	

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活しない地域または場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

「環境大気常時監視マニュアル第6版」（平成22年3月 環境省）

表 3-2-18 (2) 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
出典：「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」

(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「ジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準について」(平成13年6月12日 環管総182号)

2) 大気汚染防止法

大気汚染防止法に基づく廃棄物焼却炉の排出基準を表3-2-19に示す。また、塩化水素の目標環境濃度を表3-2-20に示す。

表 3-2-19 大気汚染防止法に基づく排出基準

項目	排出基準値
ばいじん	0.08g/Nm ³ 以下 ^{注2} (酸素濃度12%換算)
いおう酸化物	K値17.5
塩化水素	700mg/Nm ³ (430ppm)以下(酸素濃度12%換算)
窒素酸化物	250mg/Nm ³ (250ppm)以下 ^{注3} (酸素濃度12%換算)

注1) 施設規模は、110t/日で2炉構成とした場合の1炉当たりの値である。

注2) 焼却能力2,000kg/h以上4,000kg/h未満の新設廃棄物焼却炉

注3) 排出ガス量4万Nm³/h以上の連続炉または連続炉以外の廃棄物焼却炉

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和43年11月30日政令第329号)

表 3-2-20 塩化水素の目標環境濃度

項目	目標環境濃度
塩化水素	0.02ppm

出典：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月16日 環境庁大気保全局長通達)

3) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法で定める環境基準を表3-2-21に、廃棄物焼却炉からの排出基準を表3-2-22に示す。

表 3-2-21 ダイオキシン類の大気環境基準

項目	環境濃度
ダイオキシン類	年間平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注) 基準値は、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示68号)

表 3-2-22 ダイオキシン類の焼却炉からの排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)
		新設廃棄物焼却炉
廃棄物焼却炉	2t/h以上4t/h未満	1

注) 施設規模は、110t/日で2炉構成とした場合の1炉当たりの値である。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日 総理府令第67号)

4) 一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める廃棄物焼却炉の排ガス中の一酸化炭素濃度の維持管理の技術上の基準を、表3-2-23に示す。

表 3-2-23 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

項目	維持管理基準
一酸化炭素	100ppm 以下(酸素濃度 12%換算)

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年 9 月 12 日 厚生省令第 35 号）

2. 騒音

1) 環境基本法

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表3-2-24に、道路に面する地域に係る環境基準を表3-2-25に、騒音の環境基準に係る地域の類型区分を表3-2-26、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表3-2-27に、地域の類型区分を表3-2-28に示す。

対象事業実施区域は、騒音に係る環境基準の地域の類型に該当しないため、騒音に係る環境基準は適用されない。

表 3-2-24 騒音に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 3-2-25 (1) 道路に面する地域に係る環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 3-2-25 (2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（等価騒音レベル）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表 3-2-26 (1) 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋

類型区分	区分	用途地域の区分
A	佐久市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、付表の佐久市の項の地域
	小諸市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、付表の小諸市 1 の項の地域
	軽井沢町	第一種低層住居専用地域
B	佐久市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	小諸市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、付表の小諸市 2 の項の地域
C	佐久市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	小諸市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、付表の小諸市 3 の項の地域
	軽井沢町	近隣商業地域
備考		
<p>1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた用途地域をいう。</p> <p>2 最終改正平成 18 年 10 月 30 日。</p>		

出典：「騒音に係る環境基準の類型指定状況」（平成 11 年 3 月 25 日 県告示第 182 号）

表 3-2-26 (2) 付表の地域 (1)

佐久市	ア 長土呂字南上北原の一部、字竹の鼻の一部、字北近津の一部、字三貫畑の一部
	イ 岩村田字松ノ木の一部、字上豊橋の一部、字豊橋の一部、字下砂田の一部、字上砂田の一部、字西長塚の一部、字赤座頭の一部、字西芝間の一部、字鶴縄沢端の一部、字下駒喰の一部、字上駒喰の一部、字下小平の一部、字上小平の一部、字鼻顔上、字鼻顔、字鼻顔川原の一部
	ウ 猿久保字番屋前の一部、字丸山の一部、字野馬程の一部、字坂下の一部、字屋敷添の一部
	エ 小田井字下曾根の一部、字穴沢の一部、字前田の一部、字西屋敷の一部、字前田原の一部、字下金井の一部、字仲金井の一部、字皎月の一部、字上金井の一部
	オ 横根字下長坂の一部、字上ノ原の一部、字桜垣外の一部、字向畑の一部、字延寿城の一部、字堰ノ内の一部、字堰下の一部、字北海老の一部、字島原の一部、字東海老の一部、字西海老の一部、字十二平の一部
	カ 上平尾字澁石の一部、字うとふ坂の一部、字西大久保の一部、字東大久保の一部、字塚畑の一部、字古城跡の一部、字宿、字与切の一部、字猫在家の一部、字前田の一部、字矢口の一部、字御台面の一部、字十二前の一部、字久保田の一部
	キ 下平尾字中島の一部、字奎佛の一部、字下前原の一部、字一本木、字反田の一部、字山伏木の一部、字東村、字東前原の一部、字大口、字木田橋の一部、字万助の一部、字上の平の一部、字丸山の一部
	ク 塚原字駿河塚の一部、字大豆塚の一部、字西ツ谷の一部、字屋敷の一部、字濁りの一部、字丸山の一部、字久保田の一部、字北裏の一部、字上関の一部、字関添の一部、字堰下の一部、字宮ノ前的一部分、字長塚の一部、字前田の一部、字堰添の一部、字古屋敷の一部、字志茂田の一部、字井戸上的一部分、字姫子石の一部、字下荒町の一部、字野岸の一部、字東屋敷、字宮ノ沢の一部、字北浦の一部、字西屋敷、字土手下の一部、字寺脇の一部、字金山田、字クネ下の一部、字四ツウ子的一部分、字立石の一部、字道添の一部、字道裏の一部、字屋敷添の一部、字砂田の一部
	ケ 常田字家地頭の一部
	コ 平塚字屋敷裏の一部、字屋敷、字屋敷前的一部分、字欠塚の一部、字矢殿の一部
	サ 根々井字北供養塚の一部、字西供養塚の一部、字芝宮の一部、字橋向の一部、字向田的一部分、字辰ノ口的一部分、字東辰ノ口的一部分、字東向田的一部分、字寺畑的一部分、字南屋敷的一部分、字上屋敷、字屋敷、字西屋敷的一部分、字居屋敷的一部分、字日向屋敷的一部分、字伊勢田、字東坂上的一部分、字駒場の一部分、字日向的一部分、字坂下的一部分、字八戸坊的一部分、字七反田的一部分
	シ 鳴瀬字船久保的一部分、字前田的一部分、字東学塚的一部分、字北びわじま的一部分、字北田的一部分、字下北古屋、字上北古屋、字宮ノ前的一部分、字溝の上的一部分、字堀越、字中屋敷、字寺中的一部分、字殿中、字地藏堂的一部分、字社口的一部分、字冷間的一部分、字白山的一部分、字原口的一部分、字上平的一部分、字十二山的一部分、字ついじ的一部分、字川原端的一部分、字屋舗、字東塚越的一部分、字西塚越的一部分、字矢殿的一部分、字浦田的一部分、字川端的一部分、字居屋敷、字屋敷浦的一部分
	ス 今井字東田的一部分、字居屋敷字西的一部分、字五反田的一部分、字万五郎田的一部分、字下原的一部分
	セ 三河田字市子塚的一部分、字屋敷添的一部分、字屋敷、字中田的一部分、字柳原的一部分、字下原的一部分
	ソ 横和字宮の上的一部分、字宮の浦的一部分、字屋敷、字高根的一部分、字内屋敷的一部分、字寄塚的一部分、字下原的一部分
	タ 野沢字辻的一部分
	チ 鍛冶屋字前田的一部分、字中島的一部分、字二階田的一部分、字五反田的一部分、字間之田的一部分、字金山前的一部分、字神明前的一部分、字向畑的一部分、字東田的一部分、字牛流道下的一部分
	ツ 高柳字前堀的一部分、字社在家的一部分、字於毛田的一部分、字三隅田的一部分、字大柳的一部分、字膳棚的一部分、字金山的一部分、字左内的一部分
	テ 本新町字堰下的一部分、字中島的一部分、字砂原的一部分、字西浦的一部分、字上木戸的一部分、字ヤツクラ田的一部分
	ト 跡部字舞台的一部分、字七反的一部分、字金山的一部分、字子の神的一部分、字孫次郎的一部分、字口明塚的一部分、字儘田的一部分、字向畑的一部分、字下町屋的一部分、字上町屋的一部分、字戸穂的一部分
	ナ 三塚字三千東的一部分、字前田的一部分、字寺添的一部分、字宮添的一部分、字榎田的一部分、字砂塚的一部分、字横田的一部分、字老町田的一部分、字下屋敷的一部分、字下榎的一部分、字石反的一部分、字泉野
	ニ 桜井字金井場的一部分、字東屋敷、字南屋敷的一部分、字西屋敷、字五反田的一部分、字上前田的一部分、字佃的一部分、字東字前田的一部分、字西字森的一部分、字町的一部分、字西前田、字東田的一部分、字北屋敷、字松原免的一部分、字北、字児子塚的一部分、字宮浦的一部分、字谷地的一部分、字東谷地的一部分、字八反田的一部分、字上北谷的一部分、字石堂的一部分、字平馬塚的一部分、字四十九的一部分、字上の田的一部分、字塚田的一部分、字豆生田的一部分

表 3-2-26 (3) 付表の地域 (2)

<p>佐久市</p>	<p>ヌ 伴野字土手蔭の一部、字平の一部、字西東山の一部、字前日影の一部、字立石の一部、字神翁じの一部、字南裏の一部、字涌石の一部、字北裏の一部、字西裏の一部、字三条町の一部、字豆生田の一部、字樋口の一部、字門口の一部、字中田の一部、字向田の一部、字久保の一部、字水口の一部、字東湯免の一部、字膳棚の一部、字石橋の一部、字東屋敷添の一部、字屋敷、字屋敷田の一部、字道添の一部、字東田、字西屋敷添、字南屋敷添、字屋敷添の一部、字五反田の一部、字大長田の一部、字真弓田の一部、字北屋敷添、字休石の一部、字宮川の一部、字唐松坂の一部、字前田の一部、字東畑の一部、字打越字池上の一部、字桜坂の一部、字西浦の一部、字東山の一部</p> <p>ネ 根岸字阿ら屋の一部、字平見堂の一部、字竹田峰の一部、字高日影の一部、字東村中、字西村中、字宮の脇の一部、字山法師の一部、字日向の一部、字三年替戸の一部、字上長坂の一部、字長坂口、字下長坂の一部、字十二の一部、字中村の一部、字姥塚の一部、字中大地の一部、字大井戸の一部、字大井戸下の一部、字居村、字寺田の一部、字大佐田の一部、字大日影の一部、字小日影の一部、字正源の一部、字新海坂の一部、字新海坂下の一部、字村中的一部分、字脇坂南の一部、字大久保口の一部、字村下、字御所村の一部、字尾崎の一部、字坪の内の一部、字曾里の一部、字滝の前的一部分、字中島、字大門田の一部、字尾岸の一部、字堂の入の一部、字上畔の一部、字立石の一部、字小金平の一部、字馬場平の一部、字屋ち原の一部、字屋原の一部、字石付の一部、字五本木の一部、字石原坂の一部、字滝の山の一部、字筒井の一部、字大石の一部、字村上の一部</p> <p>ノ 東立科字立科の一部</p> <p>ハ 小宮山字轉石の一部、字屋敷添の一部、字伴野、字宮浦の一部、字後沢の一部、字西の張の一部</p> <p>ヒ 前山字町後の一部、字清水の一部、字中道の一部、字大堀の一部、字洞源の一部、字居屋敷、字中川原の一部、字倉沢の一部、字象ヶ岡の一部、字滝下的一部分、字村上的一部分、字八本木の一部</p> <p>フ 大沢字中島の一部、字下町屋の一部、字上町屋の一部、字水沼の一部、字蔵下的一部分、字城下的一部分、字陳川の一部、字地家的一部分、字兜山的一部分、字城山的一部分、字屋敷的一部分、字下中沢的一部分、字金山久保的一部分、字大地堂的一部分、字上中沢的一部分、字三百田の一部、字新田居村の一部、字大石平的一部分、字上屋敷の一部、字鎌取場の一部</p> <p>ヘ 中込字油田の一部、字三反田の一部、字社口の一部、字杉ノ木の一部、字原田の一部、字梨ノ木の一部</p> <p>ホ 瀬戸字桜山の一部、字鷲ノ宮の一部、字城の一部、字屋地原の一部、字千香坊の一部、字水口田の一部、字屋敷添の一部、字深堀の一部、字東千石平の一部、字西千石平の一部、字西屋敷添、字八反田の一部、字中反、字中屋敷、字田中屋敷、字前田の一部、字竹原の一部、字駒在家の一部、字上屋敷、字中屋敷、字下屋敷</p> <p>マ 平賀字長塚の一部、字榎敷の一部、字門前的一部分、字前田的一部分、字堰口的一部分、字下馬場的一部分、字荒家、字下北口的一部分、字北口的一部分、字飯米馬的一部分、字樋村前的一部分、字川原田的一部分、字一丁田的一部分、字樋村的一部分、字塚田的一部分、字後家的一部分、字開戸田的一部分、字後家前的一部分、字荒神、字頭細的一部分、字久保裏的一部分、字梅ノ木的一部分、字瀧平的一部分、字北谷津的一部分、字竹原的一部分、字駒在家的一部分、字上屋敷、字中屋敷、字下屋敷</p> <p>ミ 太田部字砂田の一部、字石田の一部、字西屋敷、字久祢添字丸田の一部、字飯塚の一部、字飛越</p> <p>ム 常和字下川原の一部、字曲り畑の一部、字阿ら井の一部、字下向在家的一部分、字上向在家的一部分、字東畑の一部、字上宮前的一部分、字下宮前的一部分、字上砂田的一部分、字西畑の一部、字馬場在家的一部分、字欠ノ上的一部分、字三丁畑の一部、字下黒坪的一部分</p> <p>メ 内山字神房の一部、字井出入口の一部、字黒田の一部、字上大月的一部分、字下大月的一部分、字千ヶ淵的一部分、字東平日影的一部分、字苦水日向的一部分、字御所平的一部分、字苦水的一部分、字東相立的一部分、字相立的一部分、字新田的一部分、字中村的一部分、字ダマリの一部分、字上朧水的一部分、字下朧水的一部分、字土井口的一部分、字一ツ御堂的一部分、字東浦田的一部分、字西浦田的一部分、字町、字城下的一部分、字法観寺的一部分、字下木戸的一部分、字無台的一部分、字行円的一部分、字松井的一部分、字松井東的一部分</p> <p>モ 香坂字鵜ヲネの一部、字下中原的一部分、字小屋前的一部分、字東山ノ神的一部分、字屋敷前的一部分、字城口的一部分、字欠田的一部分、字月夜田的一部分、字前田的一部分、字荒谷的一部分、字琵琶石的一部分、字屋敷、字日向的一部分、字青木的一部分、字梅ノ木的一部分、字古戸的一部分、字北古戸的一部分、字東大久保的一部分、字裏林的一部分</p> <p>ヤ 安原字光明寺の一部、字下河原的一部分、字宿的一部分、字上屋敷、字岩久保的一部分、字城前的一部分、字筏室的一部分、字内堀的一部分、字沖的一部分、字池畑的一部分、字筒畑的一部分、字西御堂的一部分、字猫久保的一部分、字戸屋敷的一部分、字北御堰的一部分、字向田的一部分、字西大久保的一部分、字蛇塚的一部分、字中棧敷的一部分、字四ツ行塚、字棧敷的一部分、字小平的一部分</p> <p>ユ 新子田字境内の一部、字氏神的一部分、字東田的一部分、字前田、字ウトウ坂的一部分、字神明ノ木的一部分、字四ツ塚、字家の前的一部分、字柳ヶ反的一部分、字丑ヶ久保的一部分、字供養塚、字星谷端的一部分、字家後的一部分、字戸坂口的一部分、字高師町的一部分、字西原的一部分、字下原的一部分、字御両神的一部分、字小池的一部分、字東内池的一部分、字内池的一部分、字ミセギ的一部分、字蛇塚的一部分、字北野馬久保的一部分、字野馬久保的一部分、字中島的一部分、字原宿的一部分</p> <p>ヨ 志賀字下八重久保的一部分、字大星的一部分、字クネの内の一部分、字東駒込的一部分、字西駒込的一部分、字瓜作的一部分、字理久保的一部分、字郷源氏的一部分、字扇平的一部分、字本郷下北側的一部分、字本郷下南側、字本郷中北側的一部分、字本郷上北側的一部分、字本郷上南側字五十貫、字白見的一部分、字金定的一部分、字中村的一部分、字海老在家的一部分、字辻畑的一部分、字神明ノ木的一部分、字石田的一部分、字宮ノ西的一部分、字宮東的一部分、字宮前的一部分</p>
<p>小諸市1</p>	<p>ア 甲字南織矢川の一部、字北道木、字北糠塚、字西糠塚の一部、字山の前、字東諸山、字中諸山、字上諸山、字北諸山の一部、字西諸山の一部、字南諸山の一部、字下諸山、字洞の一部、字下山の前の一部分、字上山の前の一部分、字上関口の一部、字下関口の一部、字越後堀、字西原の一部、字片山の一部、字西小原、字北小松原の一部、字南小原、字上鶴巻の一部、字前原田の一部、字鳴石、字九唐松、字八唐松の一部、字味噌塚の一部、字六道、字東原田、字原田、字北原田、字西原田の一部、字大洞の一部、字扇畑の一部、字要畑の一部、字狐穴、字川原田、字上古宿の一部、字鹿曲輪の一部、字笠石の一部、字下蛇掘の一部、字西菊田の一部、字宮ノ前的一部分、字東菊田的一部分、字下川原的一部分、字前川原的一部分、字万歳海土、字沢田、字御堂前的一部分、字御堂平的一部分、字下海土、字東野岸的一部分、字芹沢、字大畑沢の一部、字北嶺の一部、字下東沢、字上東沢、字栗毛沢、字栗毛坂、字北霞、字下郷土の一部、字熊野堂の一部、字大畑の一部、字東郷土、字和久井の一部、字上郷土、字中郷土、字前原、字尾尻、字小和久井の一部、字荒井、字西窪、字愛宕山、字寺窪、字寺窪峯、字西ノ峯、字松井の一部、字松井日向的一部分、字清水窪の一部、字東平的一部分、字御堂上的一部分、字上天池の一部、字天池の一部、字大犬窪の一部、字軽石の一部、字大安場の一部、字大安平の一部、字高津屋の一部、字鞍掛の一部、字斧石の一部</p> <p>イ 乙字上ノ鼻の一部、字竹ノ鼻の一部、字御所村の一部、字柳田の一部、字高津屋の一部、字東沢、字鳩ノ巢、字城下的一部分</p> <p>ウ 丙字押出の一部、字霧久保の一部、字滝ノ窪の一部</p> <p>エ 丁字南町三丁目的一部分、字中棚町的一部分</p> <p>オ 己字高峯の一部</p> <p>カ 大字八満、字宮平的一部分、字前原的一部分、字坪ノ内の一部分、字糶田的一部分、字吉田的一部分、字福島、字箒畑の一部、字福岡の一部、字源正原的一部分、字宮浦、字山ノ神、字狐島の一部、字鯨沢的一部分、字平田的一部分、字井出沢、字諏訪宮的一部分、字八満反的一部分、字大谷的一部分、字浜茄子、字富反的一部分、字上平的一部分、字面田的一部分、字駒形的一部分、字岩下、字中宮的一部分、字林平的一部分、字牧留的一部分、字林下的一部分、字林前、字豊岡、字八反林の一部</p> <p>キ 大字柏木、字西前畑の一部、字東前畑の一部、字荒井の一部、字御堂反的一部分、字原田的一部分、字上原的一部分、字下飯坂田的一部分、字岩田的一部分、字天神久保的一部分、字宮ノ前的一部分、字南大道砂的一部分、字北大道砂的一部分、字前谷地的一部分、字上飯坂田的一部分、字石峠、字峯塚の一部、字東長張的一部分、字西長張、字下出間的一部分</p> <p>ク 大字加増、字峯塚の一部、字佃の一部、字八子屋の一部、字坂保町の一部、字源田谷地的一部分、字谷地的一部分、字東谷地的一部分、字上原、字中原的一部分、字石峠の一部、字ケカチの一部、字西石峠の一部、字濁沢的一部分、字日影的一部分、字袖川原的一部分</p> <p>ケ 大字塩野、字隠開土の一部、字宮崎の一部、字中ノ宮、字坂口、字頼朝井、字沢田、字乗寄の一部、字堀合の一部、字西今宮の一部、字東荒神、字東今宮、字上荒田の一部、字南ヶ原の一部</p>

表 3-2-26 (4) 付表の地域 (3)

<p>小諸市1</p>	<p>コ 大字菱平、字東丸山の一部、字西丸山、字干又、字稲荷の一部、字入小姓の一部、字下小姓の一部、字舟ヶ沢の一部、字観音平の一部、字湯ノ丸の一部、字以良久保の一部、字柿木平の一部、字原の一部、字鎌研の一部、字中尾根の一部、字板沢の一部、字筒井沢の一部、字上菱野入の一部、字下菱野入の一部、字前田の一部、字宮ノ前的一部分、字柳平の一部、字苗田の一部、字風張の一部、字大久保の一部、字堀尾田の一部、字竹原の一部、字東辺の一部、字大畑の一部、字田頭の一部、字龍神前的一部分、字中島、字野無、字扇畑の一部、字西辺の一部</p> <p>サ 大字諸、字矢鼻の一部、字中村の一部、字社宮司の一部、字東房の一部、字上屋敷の一部、字屋敷、字前田、字鳥井辺の一部、字大門、字天神の一部、字寺内的一部分、字清水田、字並木の一部、字別府の一部、字窪屋敷の一部、字西平的一部分、字坂井田的一部分</p> <p>シ 大字西原、字天神前的一部分、字若宮的一部分、字原田的一部分、字山神前的一部分、字田中反的一部分、字八満反的一部分、字金山的一部分</p> <p>ス 大字滝原、字唐沢的一部分、字下山神反、字上山神反的一部分、字下孫藤的一部分、字上孫藤的一部分、字下三ツ久保的一部分、字長倉的一部分、字闊添的一部分、字宮平的一部分、字宮裏的一部分、字京塚的一部分、字野田的一部分</p> <p>セ 大字滋野甲、字深沢的一部分、字金卸的一部分、字下見原的一部分、字東原的一部分、字老騎場的一部分、字糠地久保的一部分、字荒井田的一部分、字中星合的一部分、字寺林的一部分、字中林的一部分、字坪屋敷的一部分、字上ノ原、字小深沢的一部分、字宮東的一部分、字上宿的一部分、字多古的一部分、字中宿的一部分、字上久根的一部分、字下宿的一部分、字清水的一部分、字八反田的一部分、字道下的一部分、字田中畑的一部分、字向押出的一部分、字押出的一部分、字神奈川的一部分、字下ノ原的一部分、字伊勢宮的一部分、字鍋弦的一部分、字寺ノ浦的一部分、字石原的一部分、字西久保平的一部分、字日向山的一部分、字芋畑、字糠地、字下ノ平的一部分、字東久保平、字屋敷、字中田的一部分、字破石的一部分、字宮元的一部分、字宮東的一部分、字三本木的一部分、字中老騎場的一部分、字上老騎場的一部分、字上原田的一部分、字池田、字上深沢的一部分、字天池的一部分、字日影山的一部分、字北山的一部分</p> <p>ソ 大字山浦、字宮脇的一部分、字道下的一部分、字松葉的一部分、字道祖神前的一部分、字下腰巻的一部分、字上腰巻、字腰巻前、字月夜平、字大久保的一部分、字雨引的一部分、字観音平、字与良昌的一部分、字長ウネ的一部分、字沢、字大井戸的一部分、字花水的一部分、字宮ノ前的一部分、字十二ヒラ的一部分、字下北細久保的一部分、字鷹ノ巢的一部分、字菖蒲沢的一部分、字戸石又、字沢尻、字上川端的一部分、字下川端的一部分、字地獄久保的一部分、字細畑ケ的一部分、字鍋洗久保的一部分、字カクラ的一部分、字下カクラ的一部分、字水久保的一部分、字池ノ上的一部分、字中村的一部分、字内グネ的一部分、字坂ノ上的一部分、字下村、字湯ノ上的一部分、字北畑ケ、字峯、字扇子平的一部分、字飯森掛的一部分、字家庭的一部分、字明神平的一部分、字日向的一部分、字桐ヶ入的一部分、字松ヶ入口的一部分、字外海道的一部分、字アラヤ、字宮井戸、字ガケ下的一部分、字中畑ケ的一部分、字下平的一部分、字片山的一部分、字林ギワ的一部分、字古池的一部分、字井戸ノ入口的一部分、字赤石脇的一部分、字大谷地脇的一部分、字上赤石的一部分、字稲荷前的一部分、字女石入的一部分、字雨池的一部分、字丸山池上的一部分、字白山前的一部分、字丸山西的一部分、字老ツ長西的一部分、字男石的一部分、字子持塚的一部分</p> <p>タ 大字大久保、字上ノ原的一部分、字牛骨的一部分、字鶴巻、字上平的一部分、字水ナ原、字北下平的一部分、字南下平、字一過田、字中嶋的一部分、字宮前的一部分、字東柳沢的一部分、字山峯的一部分、字水上的一部分、字前山的一部分、字北中山的一部分、字道木沢的一部分、字フケ平的一部分、字矢ノ下的一部分、字氷的一部分、字大磊的一部分、字月夜平的一部分、字池田的一部分、字竹ノ上的一部分、字宮脇的一部分、字高日向的一部分、字坂下的一部分、字中ノ木戸的一部分、字日影的一部分、字山根的一部分、字中道的一部分、字山神的一部分、字八布施的一部分、字クルマ沢的一部分、字小屋場的一部分、字新切的一部分、字前法的一部分、字観音堂的一部分、字不通的一部分、字堀ノ内的一部分、字雨田的一部分、字シンナ石的一部分、字中ノ坂、字笹沢峯的一部分、字向原的一部分、字芝原的一部分、字カッパ沢的一部分</p> <p>チ 大字市、字上前田、字下前田的一部分、字我石的一部分、字下原的一部分、字道満的一部分、字藤塚、字狐塚、字飯塚、字北市村的一部分、字北浦的一部分、字伍加的一部分、字芝宮的一部分、字下立久保的一部分、字立久保的一部分、字五反田的一部分、字土橋的一部分、字北原的一部分、字新林的一部分、字竹の花的一部分、字高塚的一部分、字長塚的一部分</p> <p>ツ 大字耳取、字砦的一部分、字皿掛的一部分、字牛原的一部分、字北原的一部分、字古城的一部分、字下、字中、字五ケ的一部分、字五ケ城、字一貫畑的一部分、字濁りの一部分、字八反田的一部分、字五領的一部分、字東久保田的一部分、字宮の北的一部分、字宮の前的一部分、字原田、字上、字沢田、字原、字中島的一部分</p> <p>テ 大字森山、字釜神的一部分、字道木的一部分、字山の神的一部分、字新林、字大平的一部分、字下平、字矢田頭的一部分、字下矢田的一部分、字大林的一部分、字下原、字長林的一部分、字西城的一部分、字宮前的一部分、字川内屋敷的一部分、字南屋敷、字前原的一部分、字天神前的一部分、字柳沢的一部分、字荻久保的一部分、字二ツ塚的一部分</p> <p>ト 大字御影新田、字中原、字西海地、字釜田原、字鎌田の一部、字野火附、字屋敷的一部分、字鋳物師屋の一部、字鑑田の一部、字池尻の一部、字塚ノ前、字竹ノ花の一部、字屋敷、字釜神的一部分、字向原的一部分、字舟窪的一部分、字大塚原的一部分、字池ノ上的一部分、字谷地原的一部分、字香久保的一部分、字和田原的一部分</p> <p>ナ 大字平原、字馬坂的一部分、字野海戸的一部分、字坂下的一部分、字祝堂的一部分、字赤沼的一部分、字長野原的一部分、字大豆田的一部分、字曲田的一部分、字深ヶ田的一部分、字川原田的一部分、字細久保的一部分、字欠田的一部分、字大石的一部分、字穴の前的一部分、字下原的一部分、字東下原的一部分、字西下原的一部分、字亀石的一部分、字久保田的一部分、字寺前的一部分、字城的一部分、字星合的一部分、字洪田的一部分、字北原的一部分、字下三田原的一部分、字上三田原的一部分、字東丸山的一部分、字十石坂上的一部分、字中原的一部分、字三ツ子塚的一部分、字寺裏的一部分、字老里塚的一部分、字改居祖的一部分、字東居祖、字西居祖、字入居祖、字居祖添、字丸山的一部分</p> <p>ニ 大字和田、字釜田原的一部分、字外端的一部分、字日名田的一部分、字穴和田的一部分、字権現堂、字東城、字中田的一部分、字下原的一部分、字西裏的一部分、字蓬萊的一部分、字高砂的一部分、字鷲林的一部分、字唐堀、字和田原的一部分、字入北原的一部分、字北原的一部分</p>
<p>小諸市2</p>	<p>ア 大字八満、字宮平的一部分、字坪ノ内的一部分、字稲田的一部分、字吉田的一部分、字諏訪宮的一部分、字八満反的一部分、字大谷的一部分、字八反林的一部分</p> <p>イ 大字加増、字峯塚的一部分</p> <p>ウ 大字御影新田、字谷地原的一部分、字御影田的一部分、字香久保的一部分</p> <p>エ 大字平原、字曲沢的一部分、字亀石的一部分、字久保田的一部分</p> <p>オ 大字和田、字下原的一部分、字西裏的一部分、字高砂的一部分、字和田原的一部分、字北原的一部分</p>
<p>小諸市3</p>	<p>ア 甲字東野岸的一部分</p> <p>イ 丙字芦原的一部分、字水押的一部分</p> <p>ウ 大字加増、字袖川原的一部分、字浦屋敷的一部分</p> <p>エ 大字諸、字中村的一部分、字社宮司的一部分、字鳥井辺的一部分</p> <p>オ 大字西原、字中辺的一部分、字金山的一部分、字深沢反的一部分</p> <p>カ 大字滝原、字闊添的一部分、字下西原的一部分</p> <p>キ 大字滋野甲、字深沢的一部分、字金卸的一部分、字小深沢的一部分、字宮東的一部分、字上宿的一部分、字多古的一部分、字中宿的一部分、字上久根的一部分、字下宿的一部分、字清水的一部分、字田中畑的一部分、字観音前的一部分</p> <p>ク 大字市、字五反田的一部分、字土橋的一部分、字北原的一部分、字新林的一部分</p> <p>ケ 大字森山、字釜神的一部分、字道木的一部分、字山の神的一部分、字大平的一部分</p> <p>コ 大字御影新田、字竹ノ花的一部分、字釜神的一部分、字向原的一部分、字舟窪的一部分、字大塚原的一部分、字池ノ上的一部分、字谷地原的一部分、字御影田的一部分、字香久保的一部分、字和田原的一部分</p> <p>サ 大字平原、字馬坂的一部分、字曲沢的一部分、字久保田的一部分、字寺前的一部分、字城的一部分、字星合的一部分、字洪田的一部分、字北原的一部分、字十石坂上的一部分、字中原的一部分、字三ツ子的一部分、字寺裏的一部分、字老里塚的一部分、字改居祖的一部分</p> <p>シ 大字和田、字入釜田的一部分、字釜田原的一部分、字外端的一部分、字日名田的一部分、字砂原的一部分、字蓬萊的一部分、字高砂的一部分、字鷲林的一部分、字和田原的一部分、字北原的一部分</p>

表 3-2-26 (5) 付表の地域 (4)

軽井沢町	<p>ア 大字茂沢、字板花沢、字大勝負沢、字吉田原、字小勝負沢、字片木、字矢ノ下、字山神平、字小塚、字海付、字堰下、字腰巻、字河原田、字神戸原、字日影、字前田、字竹花、字浴田、字海戸平、字荒井、字木附、字豆棚、字御堂地、字屋敷、字大開戸、字諏訪宮、字樹下、字加賀塚、字西畑、字北又、字田ノ入、字十二平、字下松葉、字樽畑、字観音堂、字赤名木沢、字赤名木、字辰尾、字下ノ畑、字たて、字横畝、字田端、字岩名口、字矢ノ入、字宮沢、字上ノ平、字横吹、字二本木の一部、字山吹の一部、字勝負沢の一部、字西窪の一部、字石堂の一部、字南石堂の一部、字東通り、字宮前、字戸合、字下河原、字下丑越、字赤洪、字東沖、字西通り、字堰口、字押出し、字穴山、字南足、字丑越、字金井淵、字北石堂、字小諸堂</p> <p>イ 大字追分、字林中原尻、字実久保尻、字林中原、字借宿塚、字西軽井沢、字実原道東中、字実原道東下、字実原道西下、字実原道西上、字小原沢、字小原沢上、字荻畑東、字東牛越、字北牛越、字南荻畑、字城ノ沢、字稲荷山、字堂庭、字坂下、字南牛越の一部、字雨池の一部、字夕日当りの一部、字前谷地堰下の一部、字前谷地中島の一部、字夕日堰下、字昇進井戸、字吉野坂、字前谷地の一部、字桑畑、字草越原道東、字草越界、字追分道添、字草越原道西、字草越原窪、字草越原堰下、字備前林、字東滝沢、字西滝沢、字つくろふ島東、字つくろふ嶋、字一丁田の一部、字吉野坂下の一部、字腰巻の一部</p> <p>ウ 大字草越、字追分道添</p> <p>エ 大字長倉、字下東沢の一部、字深沢、字草場の一部、字下草場の一部、字水名畑の一部、字田通の一部、字平林の一部、字池ノ平の一部、字大深沢、字菅谷地、字小深沢、字中山、字川田原、字向井原、字本田、字夫婦石、字セバ石、字下原、字日影林、字熊沢、字熊沢原、字鳥井原、字鷺穴、字二段、字赤るまの一部、字西原の一部、字八升蒔の一部、字長淵の一部、字道六神の一部、字熊野前的一部分、字鹿見塚の一部、字向井の一部、字釜橋の一部、字泥川の一部、字中島の一部、字毛勝沢の一部、字山ノ神前的一部分</p> <p>オ 大字発地、字澤田、字木ノ下、字杉瓜、字横谷、字大原、字西山、字下原の一部、字湯川原の一部、字上ノ窪、字荻原、字祖父久保の一部、字沢川田、字下川田、字川田、字小沢、字坂下、字樋尻の一部、字六郎地道の一部、字下土井の一部、字鼠原の一部、字横道の一部、字風越の一部、字箕輪の一部、字欠羽の一部、字石尊道の一部、字荒熊、字六郎地、字上板取、字板取、字西尾高根、字土井口、字西郷、字本郷、字新田、字大日前、字寺前、字江戸村、字江戸坂下、字向畑、字木中的一部分、字木中入、字小倉、字名郷入、字悪場、字向井平、字大平の一部、字五反田、字揚口、字東山、字上郷、字鳥ノ巢の一部、字馬渡り、字出入、字若那、字久保田、字小屋ノ澤、字居久保、字清水久保、字本郷、字駒形、字本田、字山神、字前田の一部、字横手、字小林、字新道、字船内、字小屋場、字北原、字八幡畑、字二子塚、字泥川端、字若草山入口の一部、字東原、字狐山、字中島、字高割、字砂田、字渡り道、字清水ノ尾根、字日向林、字浴地中、字長尾根、字向田、字岡田、字弁天平、字牛道、字中山、字宮前的一部分、字銀杏木の一部、字三畝歩の一部、字尾高根の一部、字飯綱前</p>
------	--

表 3-2-27 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の種類	時間帯の区分
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

注 1) I をあてはめる地域は、住居の用に供される地域とする。

注 2) II を当てはめる地域は、商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）

表 3-2-28 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域
佐久市	I				I	I	I	I	II	II	II			II
御代田町	I				I			I			II			II
小諸市								I						
軽井沢町	I				I			I	II					

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況」（平成6年2月17日 県告示第130号）

2) 騒音規制法

(1) 工場騒音

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準を表3-2-29に、騒音規制地域等の指定を表3-2-30に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

なお、特定施設とは、騒音規制法第2条第1項における工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいい、特定工場とは特定施設を有する工場、事業場をいう。焼却施設は特定工場に該当する。

表 3-2-29 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間(8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	夜間(21:00~翌6:00)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考			
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。			
2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。			

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）

表 3-2-30 騒音規制地域等の指定

類型区分	区分	用途地域の区分
第1種区域	佐久市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
	小諸市	第一種低層住居専用地域
第2種区域	佐久市	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	小諸市	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第3種区域	佐久市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	小諸市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	佐久市	工業地域
	小諸市	工業地域
備考		
1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2条の規定により定められた用途地域をいう。		
2 最終改正平成18年10月30日。		

出典：「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定状況」（昭和50年2月27日 県告示第97号）

(2) 道路交通騒音

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表3-2-31に、道路交通騒音に係る知事等が定める区域を表3-2-32に示す。

なお、要請限度とは、道路交通騒音により周辺の生活が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造に関して、道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。

表 3-2-31 道路交通騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注 1) 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域 (2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道 (市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。)をいう。

注 4) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端から距離によりその範囲を特定する。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(要請限度)」(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

表 3-2-32 道路交通騒音に係る知事等が定める区域

類型区分	区分	用途地域の区分
a	佐久市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	小諸市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
b	佐久市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	小諸市	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c	佐久市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	小諸市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 2 条の規定により定められた用途地域をいう。		
2 最終改正平成 18 年 10 月 30 日。		

出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の地域指定状況」(昭和 50 年 2 月 27 日 県告示第 97 号)

(3) 建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る騒音の規制基準を表3-2-33に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事は、バックホウ等を使用するため騒音規制法に係る特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は用途地域指定がなされていないことから、第1号区域～第2号区域に該当しない。

表 3-2-33 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	騒音の 大きさ	作業が できない時間 (夜間)	1日における 作業時間	同一場所 における 作業時間	日曜日、休日 における 作業
くい打機等を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時～ 翌日午前7時 第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時	第1号区域 10時間を超 えないこと 第2号区域 14時間を超 えないこと	連続して 6日を 超えないこと	禁止
びよう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスフ ァルトプラントを設けて行う作業					
バックホウ、トラクターショベル、 ブルドーザーを使用する作業					
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わ るものを除く。	ABCDE	AB	AB	ABCDEF
備考					
1 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界での値。					
2 表中A～Fは次の場合をいう。					
A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合					
B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合					
C 鉄道または軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合					
D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合					
E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合					
F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命 又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合					
3 第1号区域とは、指定地域のうち第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷 地の周囲80mの区域をいう。					
第2号区域とは第3種区域及び第4種区域のうち上記以外のものをいう。					

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

3. 振動

1) 工場振動

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表3-2-34に示す。

なお、特定施設とは、振動規制法第2条第1項における工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいい、特定工場とは特定施設を有する工場、事業場をいう。焼却施設は特定工場に該当する。

表 3-2-34 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

地域の区分	時間帯の区分	
	昼 間 (7:00~19:00)	夜 間 (19:00~翌7:00)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考		
1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。		
2 第1種区域及び第2種区域に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。		

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日 環境庁告示90号）

2) 道路交通振動

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表3-2-35に、振動規制地域等の指定を表3-2-36に示す。

対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないことから、区域の区分に指定されていない。

表 3-2-35 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (7:00~19:00)	夜 間 (19:00~翌7:00)
	第一種区域		65 デシベル以下
第二種区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

表 3-2-36 振動規制地域等の指定

類型区分	区分	用途地域の区分
第1種区域	佐久市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	小諸市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	佐久市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
	小諸市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考		
1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2条の規定により定められた用途地域をいう。		
2 最終改正平成18年10月30日。		

出典：「振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況」（昭和52年12月26日 県告示第683号）

3) 建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準を表3-2-37に示す。

なお、対象事業に伴う建設工事は、ブレーカー等を使用するため振動規制法に係る特定建設作業に該当するが、対象事業実施区域は用途地域指定がなされていないことから、第1号区域～第2号区域に該当しない。

表 3-2-37 特定建設作業の規制に関する基準

	振動の大きさ	作業ができない時間 (夜間)	1日における 作業時間	同一場所における 作業時間	日曜日、休日 における 作業
基準	特定建設作業の場所の敷地において、75デシベルを超える大きさのものでないこと	第1号区域 午後7時～ 翌日午前7時 第2号区域 午後10時～ 翌日午前6時	第1号区域 10時間を超えないこと 第2号区域 14時間を超えないこと	連続して 6日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E	A B	A B	A B C D E F
備考					
<p>1 表中A～Fは次の場合をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> A 災害その他非常の事態のための緊急に行う必要がある場合 B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合 C 鉄道または軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合 D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合 E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合 F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合 <p>2 第1号区域：法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事が指定した区域</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。 <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第三項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。</p> <p>第2号区域：法第三条第一項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域</p>					

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）

4. 悪臭

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制基準を表3-2-38に、悪臭規制地域等の指定を表3-2-39に示す。

対象事業実施区域は、用途地域指定がなされていないことから、悪臭規制地域に指定されていない。

表 3-2-38 (1) 敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質等の名称	単位	敷地境界の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水
		第1地域	第2地域			
アンモニア	ppm	2	5	○	○	
メチルメルカプタン		0.004	0.01	○		○
硫化水素		0.06	0.2	○	○	○
硫化メチル		0.05	0.2	○		○
トリメチルアミン		0.02	0.07	○	○	
二硫化メチル		0.03	0.1	○		○
アセトアルデヒド		0.1	0.5	○		
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	○	○	
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	○	○	
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	○	○	
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	○	○	
イソブタノール		0.9	4	○	○	
酢酸エチル		3	7	○	○	
メチルイソブチルケトン		1	3	○	○	
トルエン		10	30	○	○	
キシレン		1	2	○	○	
スチレン		0.8	2	○		
プロピオン酸		0.07	0.2	○		
ノルマル酪酸		0.002	0.006	○		
ノルマル吉草酸		0.002	0.004	○		
イソ吉草酸		0.004	0.01	○		

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

「規制地域の指定状況」(昭和50年3月10日 県告示第114号)

表 3-2-39 (2) 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の名称	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-----------	--

注) 規制基準は、次の式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q：特定悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He：補正された排出口の高さ (m)

Cm：敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

「三訂版ハンドブック悪臭防止法」(平成11年6月 ぎょうせい)

表 3-2-38 (3) 排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の名称	規制地域の区分	排水の流量区分(m ³ /秒)		
		0.001 以下の場合	0.001 を超え、0.1 以下の場合	0.1 を超える場合
メチルメルカプタン (mg/L)	第1種地域	0.06	0.01	0.003
	第2種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素 (mg/L)	第1種地域	0.3	0.07	0.02
	第2種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル (mg/L)	第1種地域	2	0.3	0.07
	第2種地域	6	1	0.3
二硫化メチル (mg/L)	第1種地域	2	0.4	0.09
	第2種地域	6	1	0.3

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)

表 3-2-39 悪臭規制地域等の指定

類型区分	区分	用途地域の区分
第1地域	佐久市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	小諸市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第2地域	佐久市	工業地域
	小諸市	工業地域
備考		
1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2条の規定により定められた用途地域をいう。		
2 最終改正平成18年10月30日。		

出典：「規制地域の指定状況」(昭和50年3月10日 県告示第114号)

5. 水質

1) 河川及び湖沼

(1) 環境基準

環境基本法に基づく人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する水質の環境基準を表3-2-40に示す。

また、生活環境の保全に関する河川の環境基準を表3-2-41、湖沼の環境基準を表3-2-42に示す。

佐久市内では、対象事業実施区域の北側を流れる湯川にA類型が指定されている。

表 3-2-40 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境省告示第59号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表 3-2-41 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア BOD 等

類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	別に水域類 型ごとに指 定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	
備考 1 基準値は日間平均とする。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。							

- 注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 注 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 注 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 注 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

イ 全亜鉛

	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	別に水域類 型ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 3-2-42 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

ア COD 等

類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域 別に水域類 型ごとに指 定する水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-	

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 注3) 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 - 注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は特殊の浄水操作を行うもの
 - 注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

イ 全窒素、全燐

類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域 別に水域類 型ごとに指 定する水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- 注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 注3) 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 3-2-42 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

ウ 全亜鉛

	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
備考：基準値は、年間平均値とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準等

水質汚濁防止法に基づく排水基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準を表3-2-43に示す。

また、長野県公害防止に関する条例に基づく上乘せ排水基準を表3-2-44に示す。
なお、焼却施設は特定施設を有する工場に該当する。

表 3-2-43 (1) 排水基準 (有害物質に関する項目)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外：10mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外：8mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L		

注 1) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2) 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 49 年政令第 363 号) の施行の際、現に湧出している温泉 (温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) 第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成 11 年 12 月 27 日 政令第 433 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号)

表 3-2-43 (2) 排水基準 (生活環境に係る項目)

項目	許容限度
pH	5.8 以上 8.6 以下
BOD	160 (日間平均 120) mg/L
COD	160 (日間平均 120) mg/L
SS	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
磷含有量	16 (日間平均 8) mg/L
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業(いおうと共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)

表 3-2-44 (1) 上乘せ排水基準 (有害物質に関する項目)

区分	項目	許容限度
水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	0.003mg/L

注) 特定施設とは、次の各号のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。
2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 11 号第 16 条)

表 3-2-44 (2) 上乗せ排水基準 (生活環境に関する項目)

排水量	項目及び許容限度			
	BOD又はCOD (mg/L)		S S (mg/L)	
	最大	日間平均	最大	日間平均
10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40	90	60
50m ³ 以上	30	20	50	30

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日 条例第11号第16条)

6. 地下水

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る地下水の環境基準を表3-2-45に示す。

表 3-2-45 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

7. 土壌

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に関する環境基準を表3-2-46に示す。

表 3-2-46 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	
	検液中濃度	農地における基準
カドミウム	0.01mg/L 以下	産米中濃度 0.4mg/kg 以下
全シアン	検出されないこと	—
有機燐	検出されないこと	—
鉛	0.01mg/L 以下	—
六価クロム	0.05mg/L 以下	—
砒素	0.01mg/L 以下	土壌中濃度（田に限る。）15mg/kg 未満
総水銀	0.0005mg/L 以下	—
アルキル水銀	検出されないこと	—
P C B	検出されないこと	—
銅	—	土壌中濃度（田に限る。）125mg/kg 未満
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
セレン	0.01mg/L 以下	—
ふっ素	0.8mg/L 以下	—
ほう素	1mg/L 以下	—
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	—
備考		
<p>1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg/L、0.01mg/L、0.05mg/L、0.01mg/L、0.0005mg/L、0.01mg/L、0.8mg/L 及び 1mg/L を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg/L、0.03mg/L、0.15mg/L、0.03mg/L、0.0015mg/L、0.03mg/L、2.4mg/L 及び 3mg/L とする。</p> <p>2 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。</p> <p>3 ダイオキシン類（土壌）にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

8. 自然保護等

1) 環境関連法規制状況

対象事業実施区域及びその周辺における環境関連法令による指定、規制の状況を表3-2-47に示す。

表 3-2-47 関係法令による指定・規制の状況

法令等	内容	対象事業実施区域 及びその周辺*	うち対象事業 実施区域
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然環境保全条例	郷土環境保全地域	×	×
	自然環境保全地域	×	×
自然公園法	国立・国定公園	×	×
	県立自然公園	×	×
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×
	特別保護地区	×	×
都市計画法	風致地区	○	×
都市緑地保全法	緑地保全地区	×	×
森林法	保安林	○	×
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	×
砂防法	砂防指定地	○	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	ぼた山崩壊防止区域	×	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
土砂災害防止法により長野県が指定	土砂災害特別警戒区域 (土石流)	○	×
	土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害特別警戒区域 (地すべり)	×	×
	土砂災害警戒区域 (土石流)	○	×
	土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	○	×
	土砂災害警戒区域 (地すべり)	×	×
水環境保全条例	水道水源保全地区	×	×
景観条例	景観育成特定地区	×	×

注1) 有：○ 無：×

注2) *：対象事業実施区域及びその周辺とは、対象事業実施区域より半径4kmの範囲。

2) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周辺における鳥獣保護区の指定状況を表3-2-48に、鳥獣保護区の位置図を図3-2-10に示す。

対象事業実施区域の南には平尾富士鳥獣保護区がある。対象事業実施区域には鳥獣保護区は存在せず、調査範囲全域を通じて鳥獣保護区は1件のみである。

表 3-2-48 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	面積(ha)	期限
平尾富士	佐久市	97	平成28年10月31日

出典：「平成23年版 長野県鳥獣保護区等位置図」（平成23年、長野県）

3) 風致地区

対象事業実施区域及びその周辺における風致地区の指定状況を表3-2-49に、風致地区の位置図を図3-2-11に示す。

調査範囲には6件の指定地区があるが、対象事業実施区域には風致地区の指定はない。

表 3-2-49 風致地区の指定状況

都市計画区域名	風致地区名	種別	面積(ha)	指定年月日
佐久	十二の森	1	15.8	S47.12.25
佐久	久保沢	1	103.9	S47.12.25
佐久	雪窓	1	19.0	S47.12.25
佐久	一里塚	2	116.2	S47.12.25
佐久	久保沢	2	73.0	S47.12.25
佐久	雪窓	2	40.5	S47.12.25

出典：長野県ホームページ「長野県統合型地理情報システム」

4) 保安林

対象事業実施区域及びその周辺における保安林の指定状況を図3-2-12に示す。対象事業実施区域には保安林の指定はない。

5) 農業振興地域内農用地区域

対象事業実施区域及びその周辺における農業振興地域内農用地区域の位置図を図3-2-13に示す。周辺地域には農業振興地域内農用地区域は存在するが、対象事業実施区域には存在しない。

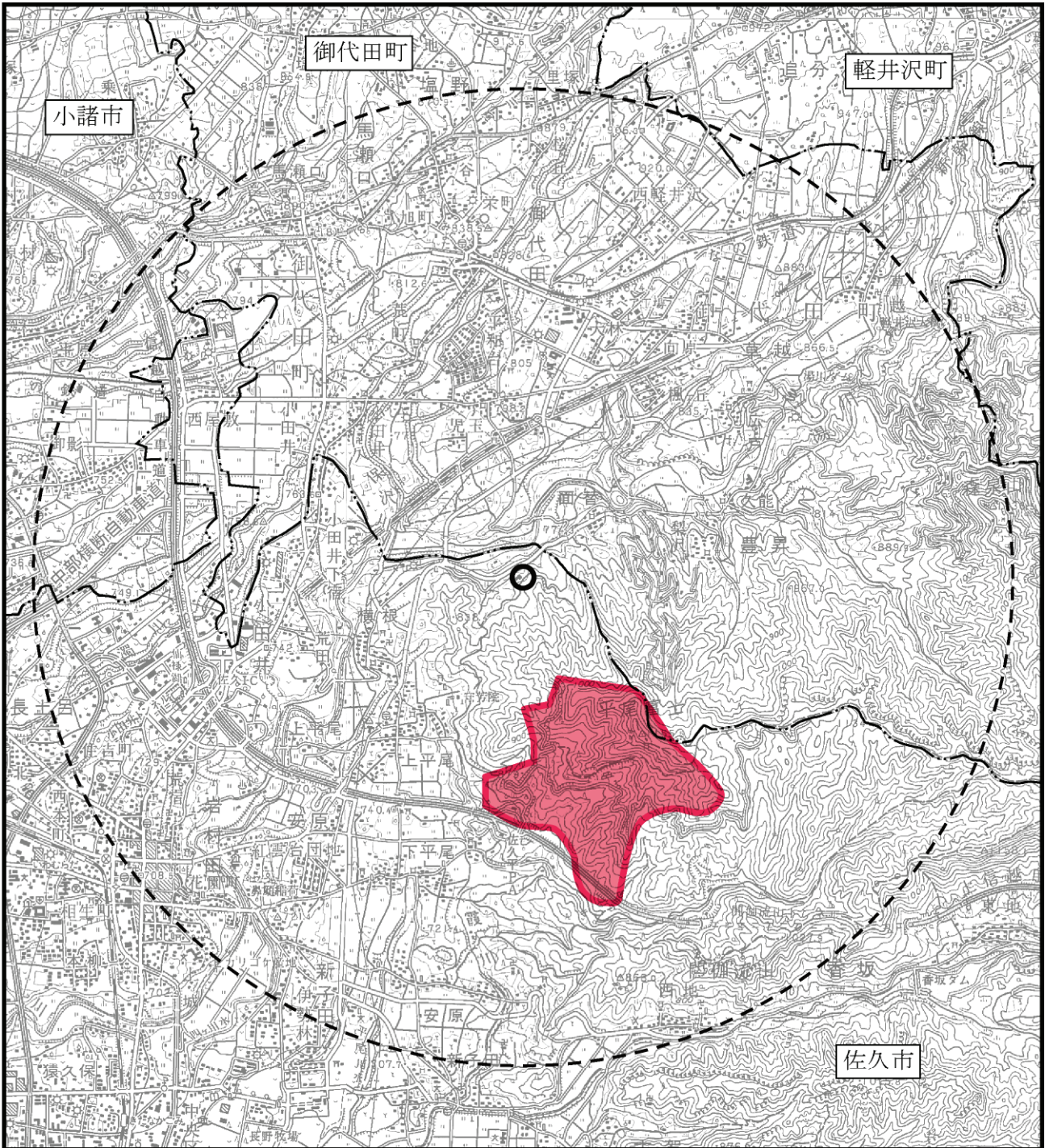
6) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺における砂防指定地の指定状況を図3-2-14に示す。

周辺地域には砂防指定地が8箇所存在するが、対象事業実施区域には砂防指定地は存在しない。

7) 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害警戒区域の指定状況を図3-2-14に示す。対象事業実施区域の直近は、土石流に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。



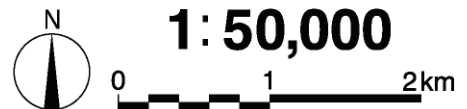
凡 例

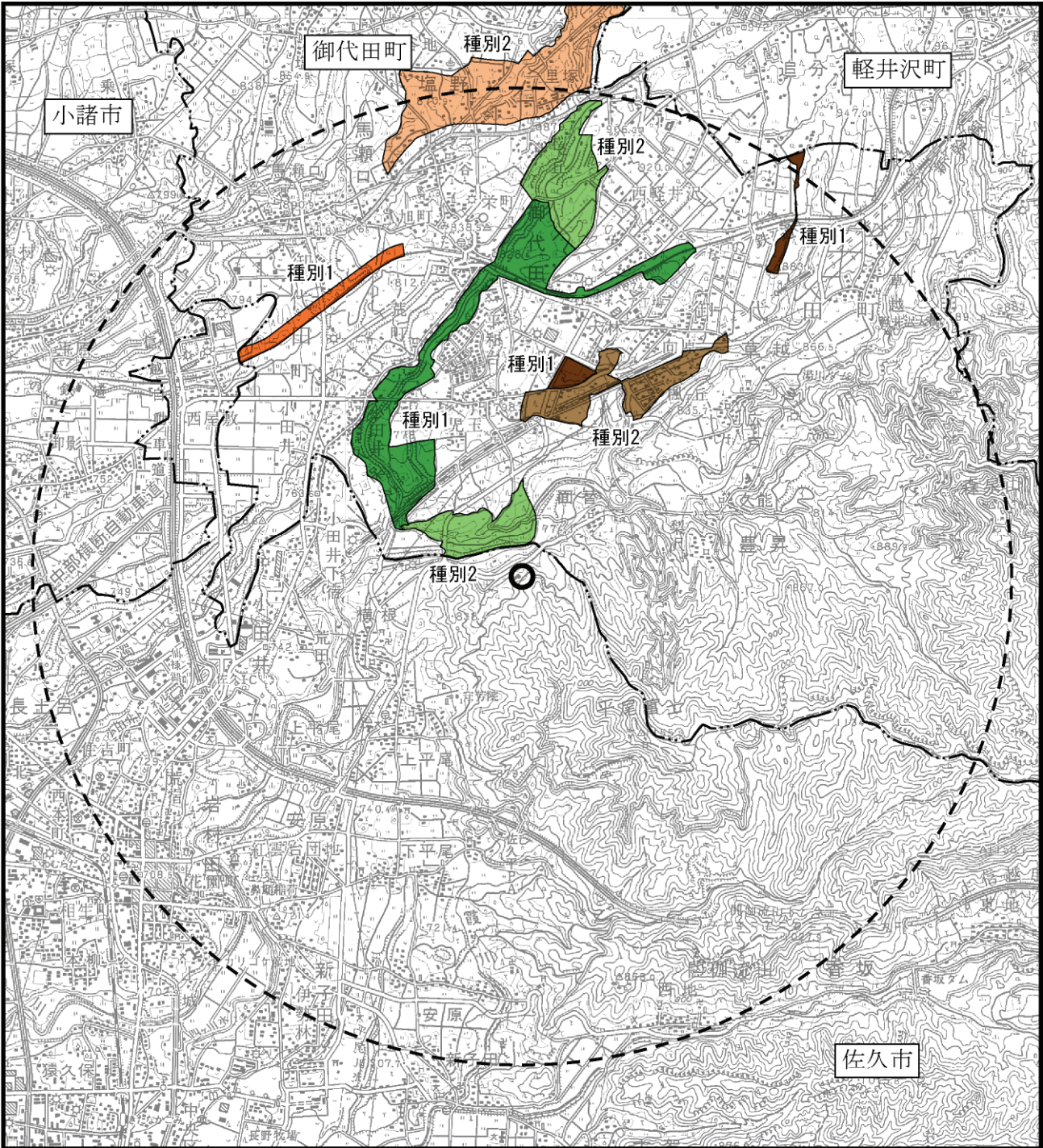
- : 対象事業実施区域
- (dashed) : 予備調査範囲
- (red) : 鳥獣保護区

----- : 市町界

図 3-2-10
鳥獣保護区位置図

出典：「平成 23 年版 長野県鳥獣保護区等位置図」
(平成 23 年、長野県)





凡 例

○ : 対象事業実施区域

⊖ : 予備調査範囲

■ : 十二の森 (種別1)

■ : 久保沢 (種別1)

■ : 雪窓 (種別1)

■ : 一里塚 (種別2)

■ : 久保沢 (種別2)

■ : 雪窓 (種別2)

--- : 市町界

図 3-2-11

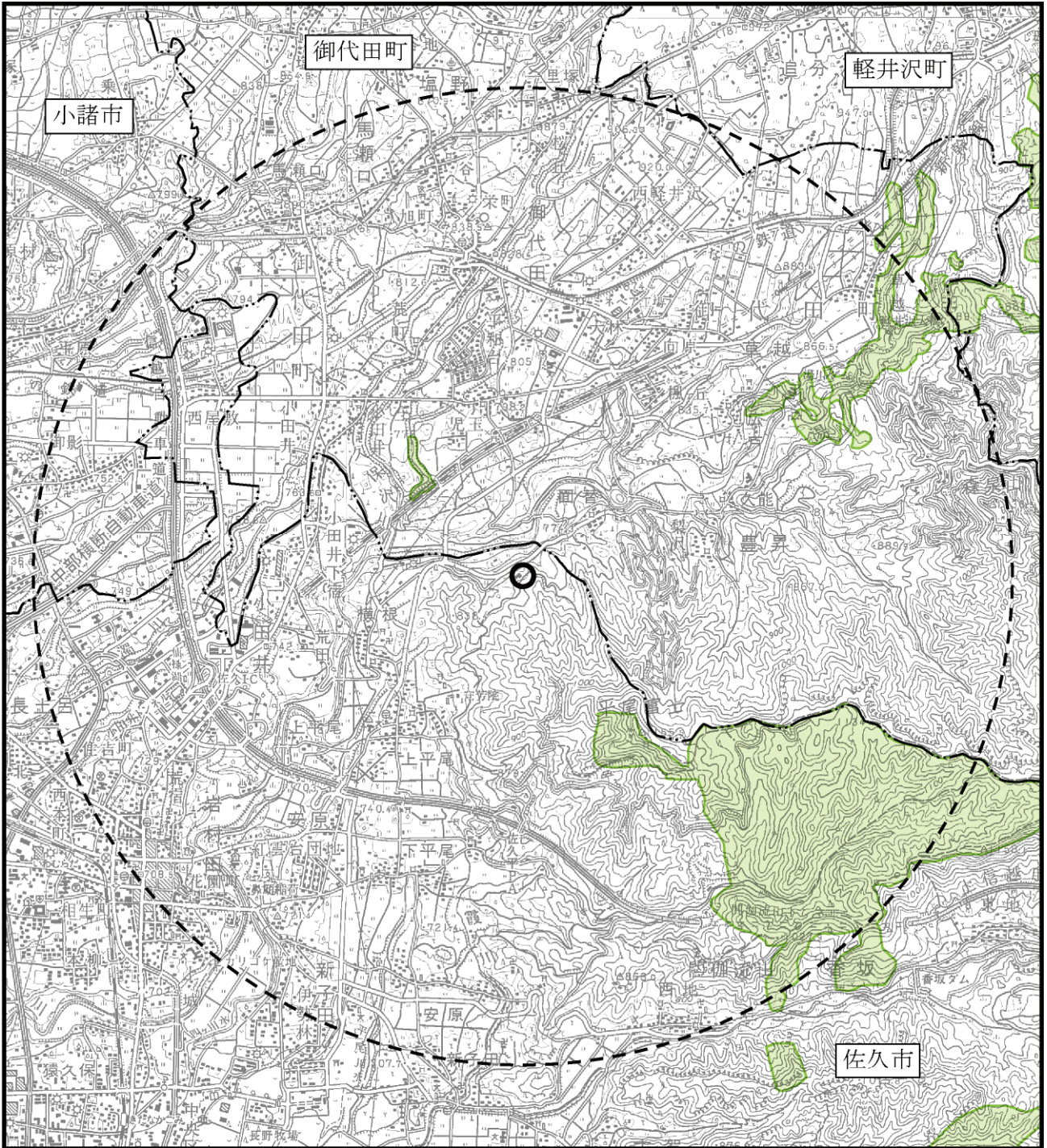
風致地区位置図

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」






1:50,000

0 1 2km



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 保安林

----- : 市町界

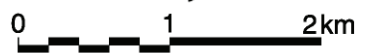
図 3-2-12

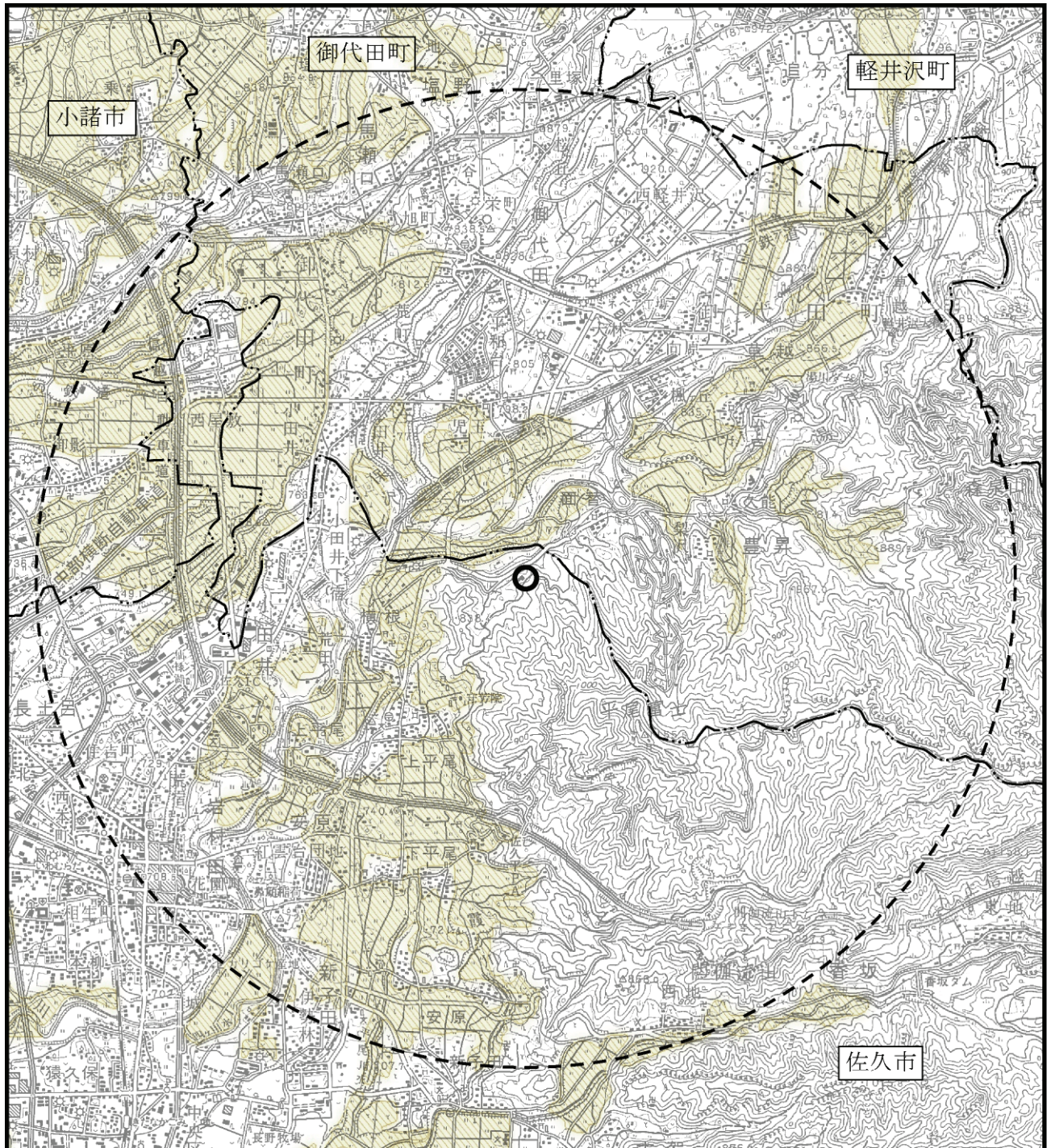
保安林位置図

出典：国土交通省ホームページ
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」






1:50,000





凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 農業振興地域内農用地区域

— · — · — : 市町界

図 3-2-13

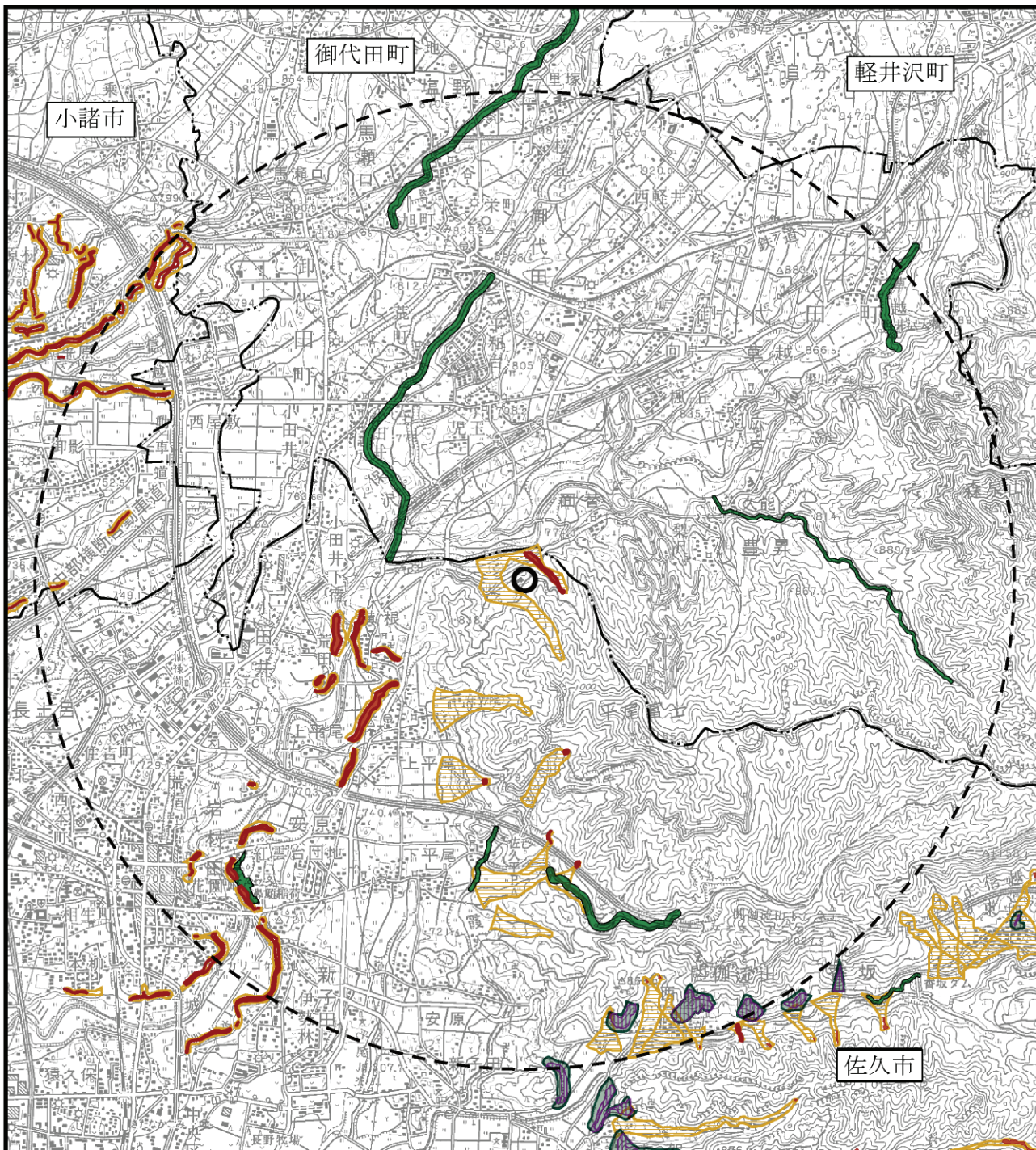
農業振興地域内農用地区域

出典：国土交通省ホームページ
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」










1:50,000

0 1 2km



凡 例

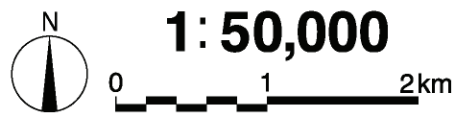
-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 砂防指定地
-  : 土砂災害警戒区域 (Y 急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害特別警戒区域 (R 急傾斜地の崩壊)
-  : 土砂災害警戒区域 (Y 土石流)
-  : 土砂災害特別警戒区域 (R 土石流)

----- : 市町界

図 3-2-14

砂防法、土砂災害防止法に基づく
指定状況

出典：長野県ホームページ
「長野県統合型地理情報システム」



9. 景観

1) 景観法及び長野県景観条例に基づく基準等

対象事業実施区域及びその周辺においては、景観法に基づく「長野県景観計画」（平成17年12月22日、長野県）において、御代田町の区域の一部が「浅間山麓景観育成重点地域」に指定されているが、対象事業実施区域は当該地域に含まれない。

2) 佐久市景観条例及び佐久市景観計画に基づく基準等

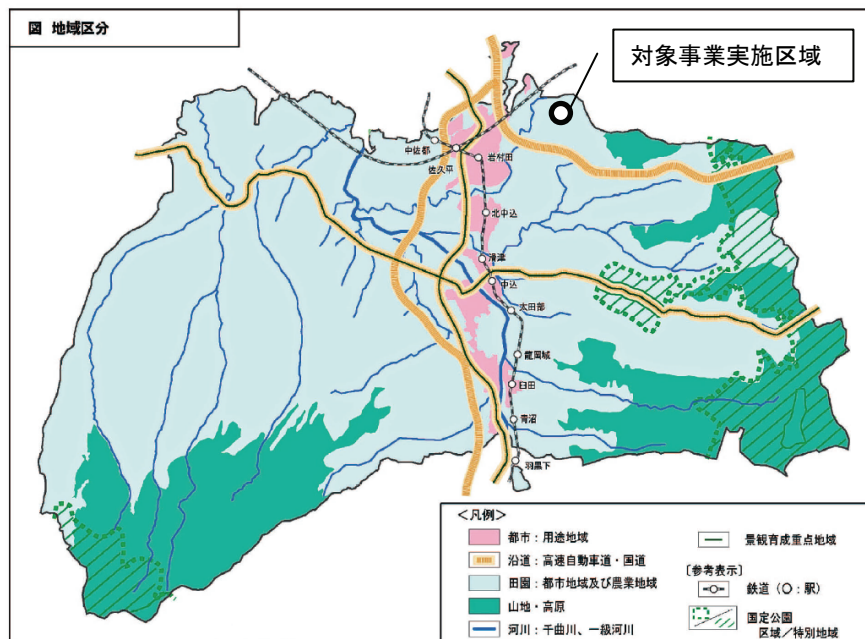
対象事業実施区域を含む佐久市の全域は、「佐久市景観計画」（平成21年12月、佐久市）の区域となっている。このうち、特に重点的に景観の育成を図る区域が「景観育成重点地域」として指定されているが、対象事業実施区域及びその周辺は指定されていない。同計画に基づく地域区分としては、表3-2-50及び図3-2-15に示すとおり「田園」に該当する。

「佐久市景観条例」（平成21年3月18日、条例第10号）では、市内において公共的団体が建築物、工作物の新築等を行う場合は、あらかじめ市長への通知を義務づけている。また、「公共事業景観育成指針」や、地域区分ごとの建築物の配置、規模、意匠等を定めた「景観育成基準」に準拠した計画とする必要がある。

表 3-2-50 佐久市景観計画における地域区分

地域区分	
都 市	都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
沿 道	高速自動車国道、一般国道の道路両側30mの地域（都市を除く。）
河 川	千曲川とその支流の1級河川の両側18mの地域（都市・沿道を除く。）
田 園	国土利用計画に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（都市・沿道及び河川を除く。）
山地・高原	都市・沿道・河川及び田園を除く地域

出典：「佐久市景観計画」（平成21年12月、佐久市）



出典：「佐久市景観計画」（平成21年12月、佐久市）

図 3-2-15 佐久市景観計画における地域区分図

10. 廃棄物等

長野県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条で定める「廃棄物」の排出抑制、再使用、再生利用及びその適正処理の確保を目的に、「長野県廃棄物処理計画（第三期）」（平成23年2月、長野県）を策定している。

長野県は「長野県建設リサイクル推進指針」（平成14年5月、長野県）を定め、表3-2-51に示すとおり、多くの区分で国の基本方針より高いリサイクル目標値を設定し、建設系廃棄物の有効利用と適正処理に取り組んでいる。

表 3-2-51 長野県における建設系廃棄物の再資源化目標値

区分	長野県 平成 22 年目標値	国 平成 22 年目標値
アスファルト・コンクリート塊	100%	98%
コンクリート塊	100%	98%
建設発生木材	95%	95%
建設汚泥	60%	80%

11. 温室効果ガス等

長野県は、温暖化防止施策をより確実に展開できるよう、「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」（平成20年2月、長野県）を策定している。

この改訂版では、県内の温室効果ガスの総排出量の削減目標として、平成24年度までに1990年度比で6%削減し、長期的には2050年度までに50%削減することを掲げている。

2-8 地域の環境に係る方針等の状況

1. 佐久市環境基本計画

佐久市は、「佐久市環境基本条例」（平成17年4月1日、条例第110号）に基づき、「佐久市環境基本計画」を策定している。本計画は、平成17年4月の市町村合併により、新佐久市が誕生したことから、新市域における地域別の環境配慮方針を策定するとともに、循環型社会構築に向け、新たな方策などを追加し、平成20年3月に策定したものである。本計画における施策の体系を表3-2-52に示す。

表 3-2-52 佐久市環境基本計画における施策の体系

	基本施策	個別目標	個別施策	施策の具体的な内容
望ましい環境像《水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち》	安全な生活環境の保全	清らかで豊かな水を確保します。	水環境の保全	①生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ②水質の監視や水源の維持・管理等水資源の保全
		澄みわたるさわやかな空気を確保します。	大気環境の保全	①事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ②大気質の監視や家庭ごみ等の野外焼却対策等の継続
		静けさや快適さが保たれた安全かつ健全な生活環境を確保します。	安全な生活環境の確保	①騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策、化学物質対策の推進 ②公害苦情の適正処理の推進
		地球環境問題を正しく認識し、地球環境の保全に取り組みます。	地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進 ②酸性雨対策の継続
	良好な自然環境の保全	身近で親しみやすい快適な水辺空間を確保します。	水辺の保全と改善	①水辺空間の保全 ②水辺空間の整備と利用の推進
		農地・森林を保全し、豊かで美しい自然環境を確保します。	農地・森林の保全と活用	①農地の保全と活用 ②森林の保全と活用
		動植物の生態系を保全し、多様な生物が息できる環境を確保します。	動物・植物の保全	①生態系全体を考慮した適正な自然環境の保全 ②外来種対策等の推進
		里山を保全し、自然環境と生活環境の均衡を図ります。	里山の保全と再生	①里山の環境の維持・回復 ②鳥獣による被害の把握と適切な対策の確立
	快適な環境の創造	自然環境と一体となった美しい景観を創出します。	景観の保全と創造	①景観の保全 ②景観の創造
		市民へ潤いと安らぎを与える快適な環境を創出提供します。	住み良い環境の確保	①自然とふれあう場所の整備 ②自然とふれあう活動の推進
	循環型社会の構築	地球環境にやさしい新エネルギーの積極的利用を図ります。	新エネルギーの有効利用の推進	①地域特性に応じた新エネルギーの導入 ②新エネルギーの導入に向けた体制・システムの構築
		省資源・省エネルギーを進め、資源・エネルギーの有効活用を図ります。	省資源・省エネルギーの推進	①省資源・省エネルギーの推進 ②省資源・省エネルギー機器等の普及推進
		ごみの減量とリサイクルに取り組み、環境への負荷の抑制に努めます。	廃棄物の減量、リサイクルの推進	①廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進 ②不法投棄の防止、環境美化の推進
	協調した環境保全への取り組み	個々の取り組みに加え、市民、事業者、市が協働した環境保全活動を進めます。	環境保全活動の推進	①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進 ②市民、事業者、市が協働した環境保全の取り組みの推進
		様々な団体の連携・協力のもとで環境保全活動の輪を広げます。	ネットワーク形成の推進	①各種団体等との連携・協力の推進 ②地域コミュニティの活性化
		環境教育・環境学習により、環境への意識の向上を図ります。	環境教育・環境学習の推進	①あらゆる場での環境教育の推進 ②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備

出典：「佐久市環境基本計画」（平成20年3月、佐久市）

2. 御代田町環境保全条例

御代田町では、「本町の良好な自然環境及び生活環境を保全すると共に住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期すること」を目的とした「御代田町環境保全条例」(平成元年3月31日、条例第3号)を制定している。

3. 佐久市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

「佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(平成17年4月1日、条例第106号)に基づく「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、平成16年度を基準年度とし、平成18年3月に平成36年度を最終目標年次と設定して策定され、廃棄物の排出を抑制し(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)する取り組みにより、一般廃棄物を適正かつ合理的に処理する「循環型社会」の形成を目指してきた。

その後、平成23年3月に見直しが行われた本計画の基本方針は以下のとおりである。

【一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本方針】

方針1: 市民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみ減量化・資源化を推進します。

- 市民、事業者、行政のパートナーシップの推進
- ごみの3R、リデュース(排出抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に係る施策の総合的な展開
- 数値目標の共有化
- 環境教育の推進

方針2: 効率的な資源循環システムを構築します。

- 効率的な収集運搬体制の整備
- 中間処理施設の適正な維持管理
- 最終処分計画の構築

方針3: 資源循環できないごみの適正処理・処分を推進します。

- 中間処理施設の更新

4. 御代田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

御代田町では、「廃棄物の発生を抑制するとともに廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活を確保すること」を目的とした「御代田町一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(平成7年9月20日、条例第17号)を制定している。

同条例に基づく「御代田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」は、平成22年度を基準年度とし、平成23年3月に平成32年度を最終目標年次と設定し、『町民・事業者・行政との協働による資源循環のまちづくり』を計画目標とし策定した。

【御代田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の基本方針】

方針1: 町民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみ減量・リサイクルを推進します。

- 町民、事業者、行政のパートナーシップの推進
- ごみの3Rに係る施策の総合的な展開
- 数値目標(家庭系ごみ/事業系ごみ)の共有化
- 環境教育の推進

方針2: 効率的な資源循環システムを構築します。

- 効率的な収集・運搬システム構築
- エネルギー利用のできる施設整備
- 埋立処分量を最小化する処理システムの構築

方針3: ごみの適正処理・処分を推進します

- 新たな枠組みによる広域処理の実現

5. 開発動向

1) 国土利用計画（佐久市計画）

「国土利用計画（佐久市計画）」では、本市の均衡ある持続的発展と一体性の確保を基本として、各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を踏まえ、公共の福祉を優先させ、安全で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした土地利用を、総合的かつ計画的に行うことを基本理念として、「交流拠点の形成」、「産業基盤の強化」、「快適環境の創出」、「新たな文化の発祥」、「適正かつ有効な土地利用の推進」を目標と定め、本市の将来都市像である「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」の実現を目指している。目標年次は平成28年である。

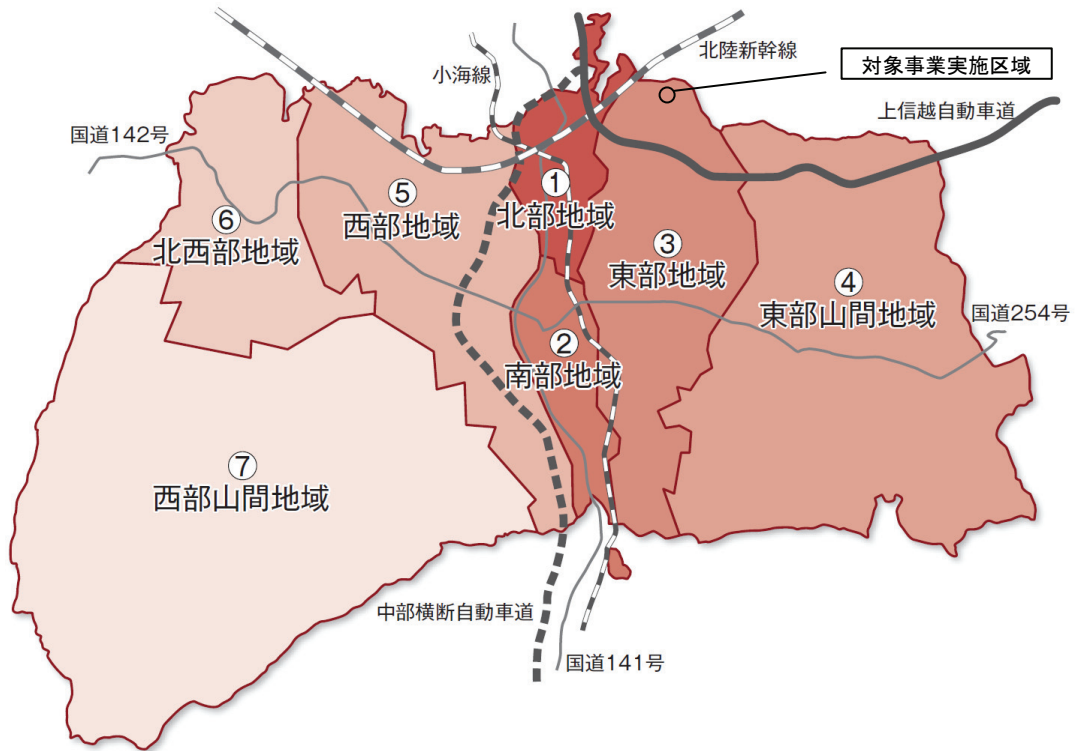
佐久市における利用区分ごとの規模の目標の概要を表3-2-53に、地域別の土地利用の概要と目標を表3-2-54及び図3-2-16に示す。

なお、対象事業実施区域では、大規模な開発は計画されていない。

表3-2-53 利用区分ごとの規模の目標の概要

利用区分	規模の目標の概要
農用地	田は167ha程度減少、畑は180ha程度減少し、採草放牧地は増減無しと見込まれる。よって目標年次における農用地の面積は、347ha程度減少し、6,906ha程度とする。田・畑の面積が減少する要因は、中部横断自動車道などの道路用地、住宅地、工業用地への転換等である。
森林	国有林は増減が無く、民有林は46ha程度の減少が見込まれる。よって目標年次における森林の面積は、46ha程度減少し、26,210ha程度とする。民有林の面積が減少する要因は、中部横断自動車道などの道路用地、公園用地への転換等である。
原野	目標年次における面積は、1ha程度減少し、35ha程度とする。減少する要因は、公園用地への転換等である。
水面 河川 水路	水面・河川は増減が無く、水路は8ha程度の減少が見込まれる。よって目標年次における水面・河川・水路の面積は、8ha程度減少し、1,055ha程度とする。水路面積が減少する要因は、田の利用転換に伴う農業用水路のかい廃等である。
道路	一般道路（高速道路、国道、県道、市道）は159ha程度の増加、農道は9ha程度の減少、林道は1ha程度の増加が見込まれる。よって目標年次における道路の面積は、151ha程度増加し、2,034ha程度とする。増加要因は中部横断自動車道をはじめとする道路の新設改良であり、減少要因は田・畑の利用転換に伴う農道のかい廃等である。
宅地	住宅地については、人口及び世帯数の増加に伴い、97ha程度の増加が見込まれる。工業用地については、新たな工業用地の確保等により、90ha程度の増加が見込まれる。その他の宅地（商業・業務用地等）については、用途地域内の土地の有効利用促進等により、18ha程度の増加が見込まれる。よって目標年次における宅地の面積は、205ha程度増加し、2,457ha程度とする。
その他	目標年次における面積は、46ha程度増加し、3,702ha程度とする。増加要因は、公園・緑地や公共施設の整備等である。

出典：佐久市ホームページ「国土利用計画（佐久市計画）」



出典：佐久市ホームページ「国土利用計画（佐久市計画）」

図3-2-16 国土利用計画における地域区分

表3-2-54 (1) 地域別の土地利用の概要と目標

地域区分	概要	目標
①北部地域	<p>岩村田市街地に加え、北陸新幹線佐久平駅や上信越自動車道佐久インターチェンジなど高速交通網の整備に伴い、商業集積が進んでいる。</p> <p>農業的土地利用との調整及び市域バランスに配慮し、都市機能の一層の集積に向けた土地利用を図る区域である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住居系・商業系・工業系の各用途区分に応じた土地利用と、低・未利用地の有効利用を促進する。 ●長土呂地区のインターチェンジ周辺は、計画的な市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図る。 ●中佐都地区のインターチェンジ周辺は、地域幹線道路等の整備を推進するとともに、佐久平駅周辺・国道141号沿道土地利用との調整を図る。 ●地域の芸術・文化活動の拠点施設となる総合文化会館の整備を推進する。 ●高等教育の拠点となる4年制大学等の誘致を進めるとともに、良好な教育環境の形成に向けた土地利用を図る。
②南部地域	<p>中込、野沢、白田の市街地があり、また用途地域外には大規模な農用地が広がっている。</p> <p>市街地の活性化に向けて市街地整備を推進するとともに、優良農用地の保全を基本とした土地利用を図る区域である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住居系・商業系・工業系の各用途区分に応じた土地利用と、低・未利用地の有効利用を促進する。 ●地域の個性や特色を生かした快適で魅力ある市街地形成を図る。
③東部地域	<p>平坦地は農村集落が散在する農業地帯であり、北部に観光拠点である平尾山公園、工業用地として佐久リサーチパーク、また南部には龍岡城五稜郭、離山南工業団地が含まれている。</p> <p>全体として優良農用地を保全しつつ、工業用地、住宅地等との調和に配慮した土地利用を図る区域である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●平尾山一帯は、森林の保健休養機能を生かした施設整備を図る。 ●龍岡城五稜郭周辺は貴重な景観資源を生かし、観光拠点としての周辺整備を進める。 ●佐久リサーチパーク及び離山南工業団地への企業誘致を進め、緑に囲まれた工業団地の形成を図る。 ●市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として緑豊かな総合運動公園の整備を推進する。

表3-2-54 (2) 地域別の土地利用の概要と目標

地域区分	概要	目標
④ 東部山間地域	大部分を森林が占め、河川沿いに農用地・農村集落が分布し、妙義荒船佐久高原国定公園を含む優れた自然環境を有している。農用地の保全、森林の保全・育成を図るとともに、自然の有効利用を図る区域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の除間伐の促進や森林整備の効率化を図るため、広域基幹林道田口十石峠線の整備を促進する。 ● 都市住民と農村の交流の場として市民農園を整備するなど、遊休荒廃農用地の有効利用を図る。
⑤ 西部地域	農村集落が散在する農業地帯であり、五郎兵衛新田に代表される水田を始め、果樹、花卉、野菜の栽培も行われており、優良農用地の保全を基本とした土地利用を図る区域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 佐久南インターチェンジ(仮称)周辺は、「新農業技術開発拠点」としての土地利用を図る。 ● 臼田インターチェンジ(仮称)周辺は、広域的な医療拠点づくり目指す「メディカルハイウェイオアシス構想」を推進する土地利用を図る。 ● 計画的な土地利用を図るため、都市計画の拡大・見直しを行う。
⑥ 北西部地域	良好な田園風景を形成している水田地帯が多く、また中山道の宿場町として栄えた望月宿・茂田井間の宿には、現在も歴史的な街並みが残されている。農用地の保全と良好な景観の形成に向けた土地利用を図る区域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な土地利用を図るため、都市計画の導入を進める。 ● 地域幹線道路等の整備により、良好な居住環境の形成を推進する。
⑦ 西部山間地域	大部分を森林が占め、緩やかな丘陵地帯は冷涼な気候を生かした高原野菜の生産が行われているほか、良好な自然や気候等地域の特性を生かした温泉、ゴルフ場、別荘地などが点在している。豊かな自然を有する森林の保全・育成を図りつつ、森林の持つ多面的機能を広範な人々に提供する土地利用を図る区域である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 東西地域間交流の促進や、広域観光ルート形成に資する地域幹線道路の整備を進める。 ● 春日温泉の良質で豊かな温泉資源を生かした、観光及び健康づくりの拠点としての周辺整備を図る。 ● 高原野菜の一大産地である長者原周辺等の農用地の有効利用を促進する。 ● 多様なライフスタイルに対応した多自然居住を促進する。

出典：佐久市ホームページ「国土利用計画（佐久市計画）」

2) 第二次御代田町計画

御代田町の国土利用計画である「第二次御代田町計画」では、地域の自然的条件、社会的条件、経済的条件および文化的条件を踏まえ、公共の福祉を優先させつつ、健康で快適な生活環境の確保と地域の特性を生かした均衡ある発展を図ること、総合的なマネジメントを進める中で利用目的に応じた区分（利用区分）ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、多様な主体との協働による管理などにより、町土のより一層の質的向上を図ることを基本方針として、利用区分別の町土利用の基本方向を定めている。目標年次は平成37年である。

御代田町における利用区分ごとの基本方向を表3-2-55、土地利用ゾーン配置基本図を図3-2-17に示す。

表3-2-55 利用区分ごとの基本方向

利用区分	基本方向
農用地	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の規模拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用を図る。 ・優良農用地を保全・確保し、農業経営の安定化を図る土地利用を進める。 ・耕作放棄地の発生防止に努める。
森林	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の経済的・多面的機能を増進するため、必要な森林の整備と確保を図る。 ・保健休養の場としての利用を推進し、総合的な利用を図る。
水面 河川 水路	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備、治水、砂防・排水施設、農業施設の整備に努める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路は、幹線道路、生活道路、各ゾーンを結ぶ道路などの整備促進を図る。 ・農林道は、個別計画に基づき計画的かつ効果的に整備を推進する。
宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は、既存の社会資本の効率的な活用と新たな整備により適正な配置を進める。 ・御代田町環境保全条例等により、良好な住環境および景観の形成を図る。 ・新たな工業用地の確保は、社会経済状況等を勘案しながら慎重に検討する。 ・リゾート・商業・流通施設等の整備を計画的かつ効率的に進める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公用・公共施設は、地域の充足度に応じて計画的に整備を進める。 ・耕作放棄地の再生利用を図るとともに、有効で適切な利用に努める。

出典：「国土利用計画（第二次御代田町計画）」（平成22年12月、御代田町）

性格の異なる5つのゾーニングを町土利用の基本として、都市計画法などの個別法の整合性を図りながら、一体的な土地利用を行い、均衡ある町土の発展を図ります。

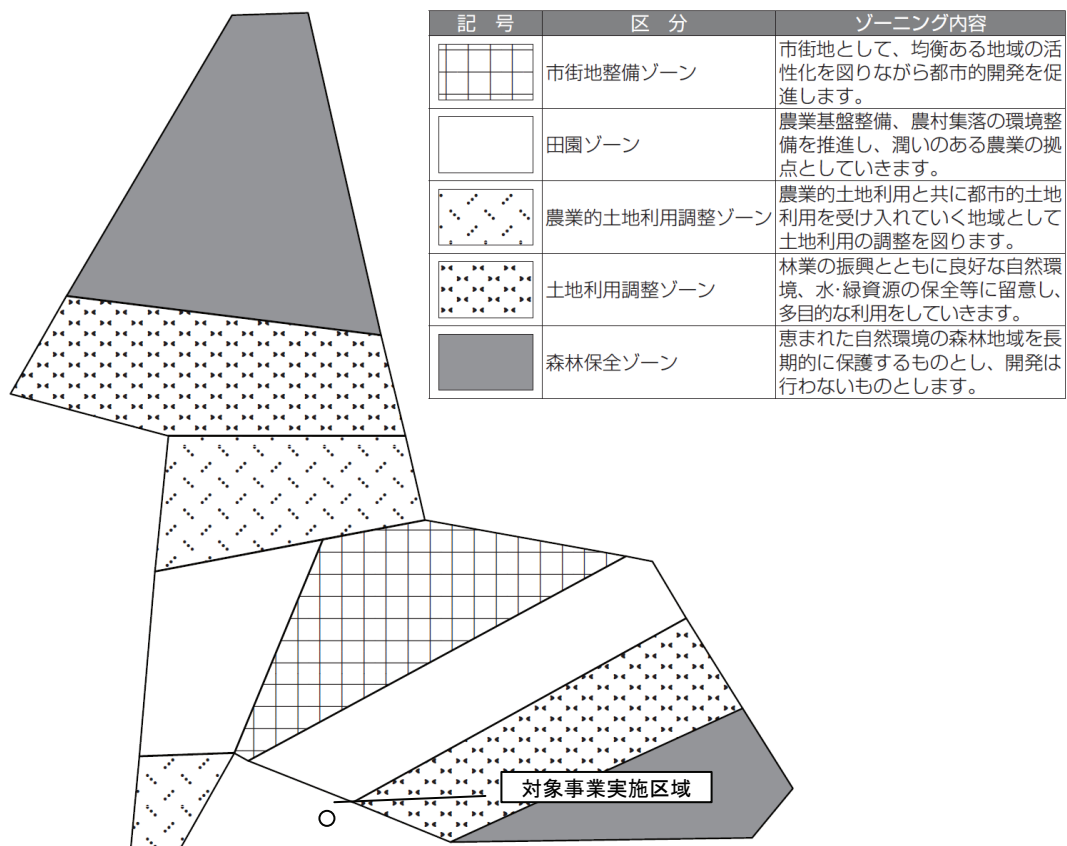


図3-2-17 第二次御代田町計画における地域区分

出典：「国土利用計画（第二次御代田町計画）」（平成22年12月、御代田町）